

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 十 六 号

平成二十七年六月十日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 江藤 拓君

理事 加藤 寛治君 理事 齋藤 健君

理事 吉川 貴盛君 理事 渡辺 孝一君

理事 玉木雄一郎君 理事 村岡 敏英君

理事 石田 祝稔君

青島 周平君 井野 俊郎君

伊東 良孝君 伊藤信太郎君

池田 道孝君 今枝宗一郎君

岡下 昌平君 金子めぐみ君

小林 鷹之君 助田 重義君

瀬戸 隆一君 武部 新君

中川 郁子君 中谷 真一君

中村 裕之君 根本 幸典君

橋本 英教君 比嘉奈津美君

藤原 崇君 古川 康君

堀内 詔子君 前川 恵君

宮崎 謙介君 森山 裕君

築 和生君 山本 拓君

金子 恵美君 岸本 周平君

小山 展弘君 佐々木隆博君

福島 伸享君 井出 庸生君

松木けんこう君 稲津 久君

佐藤 英道君 齊藤 和子君

畠山 和也君 仲里 利信君

議員 福島 伸享君

議員 小山 展弘君

議員 林 芳正君

農林水産副大臣 小泉 昭男君

農林水産大臣 佐藤 英道君

農林水産大臣政務官 中川 郁子君

農林水産大臣政務官 中川 郁子君

農林水産大臣政務官 中川 郁子君

農林水産大臣政務官 中川 郁子君

農林水産大臣政務官 中川 郁子君

農林水産大臣政務官 中川 郁子君

農林水産大臣政務官 中川 郁子君

農林水産大臣政務官 中川 郁子君

政府参考人 (内閣府規制改革推進室長) 羽深 成樹君
政府参考人 (農林水産省経営局長) 奥原 正明君
農林水産委員会専門員 奥井 啓史君

委員の異動
六月十日

辞任 今枝宗一郎君 藤原 崇君
補欠選任 藤原 崇君

勝沼 栄明君 金子めぐみ君
武井 俊輔君 中村 裕之君
西川 公也君 小林 鷹之君
橋本 英教君 比嘉奈津美君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

同日 辞任 金子めぐみ君 青島 周平君
小林 鷹之君 岡下 昌平君
中村 裕之君 助田 重義君
比嘉奈津美君 堀内 詔子君
藤原 崇君 今枝宗一郎君

山根堂宏(第一一九号)
は本委員会に参考送付された。

本日(の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案
(内閣提出第七二号)
農業協同組合法の一部を改正する法律案(岸本
周平君外三名提出、衆法第二二号)

○江藤委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、農業協同組合法等の一部を改正する
等の法律案及び岸本周平君外三名提出、農業協同
組合法の一部を改正する法律案の両案を一括して
議題といたします。

この際、お諮りいたします。
両案審査のため、本日、政府参考人として農林
水産省経営局長奥原正明君及び内閣府規制改革推
進室長羽深成樹君の出席を求め、説明を聴取いた
したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○江藤委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○江藤委員長 質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。加藤寛治君。
○加藤(寛)委員 おはようございます。自民党の
加藤寛治でございます。

質問通告に従いまして、順次質問をいたしたい
と思っております。どうぞよろしく願いたいしま
す。

農協は、一九四七年、昭和二十二年、戦後の食
糧難時代に全国各地に設立をされて、農産物の増
進、国民の食料安定供給を主目的に努力傾注をし
てまいったものであります。ところが、その後全
国各地で、経営難に陥り破綻する農協が多発をし
たことから、救済策として、昭和二十九年に農協
組織を再建するために導入されたのが中央会制度
であると認識をいたしております。

以来、六十年が過ぎ去ってしまいました。いか
にすばらしい制度であっても、改革、変化を遂げ
なければ実態に合わなくなり、有能な機能を果た
さなくなると思います。

まさに、農協も、今日まで六十年間手をつけな
かったこと自体、けげんな思いさえしております。
このことは、ある意味国会の怠慢であると思
え私は思います。適切な時期に、徐々に改革は進
めていくべきだと考えております。急変には、国
民はなかなかついていくことはできません。国民
目線というのはそこにあるのだと思います。

しかし、改正、改革は、改悪であってはなりま
せん。読んで字のごとく、正しく改めること、改
善でなければならぬと思います。いかなる産業
であっても、改革は未来永劫の課題である、この
ように考えております。

そこで、農協中央会制度は、これを廃止して、
自律的な制度に移行して、都道府県農協中央会は
農業協同組合連合会に、全国農協中央会は一般社
団法人にそれぞれ移行することとなっております
が、要は、農協改革の眼目は、農業者所得の増大
と食料自給率の向上にあると思います。そのため
には、単協がいかに適切に農業者と連携をとりな
がら取り組み、指導することだと考えておりま
す。

そこで、一県一JAは別として、一県に複数の
JAが存在する県域においては、都道府県中央会
による県域内JAの調整、指導は、地域農業発展
のために従来同様に必要不可欠であると考えてお
ります。

また、全国農協中央会については、全国段階での大所高所から、県域中央会の調整機能並びに情報交換、提供等の観点から考えるときに、全中の今日までの貴重な経験の蓄積、ノウハウを生かして、要請、状況等に応じて総合的指導、対応を行うことが農業振興、発展、ひいては地方創生の実現のために必要だと考えております。

そこで、六月八日、山梨県の公聴会の中で、JA梨北の仲澤常務の意見として、JA改革として石が投げられたことは、結果を待たないと断言はできないけれども、投げられたこと自体は何かの契機になると思う、評価できるとの意見でありました。

また、もう一つには、農協組織は、全中が頂点で、県中、単協という三角形、ピラミッド形だと考えておるようになっていない、それは逆に、最上段には農家組合員、次に単協、県中、全中の逆三角形が正しいのではないかと意見でありました。

全く私も同感で、私自身、平成七年から国会に参画するまでJAの代表を務めた間、ずっと腹立たしい思いでおりました。どうしてこの理屈がわからないのか。もとをたせば、同じ農家、組合長出身であることから、じくじたる思いでありました。

御案内のように、農家から理事に推薦をされ、その中から組合長に選ばれ、県の中央会長、全中の会長ということになるわけですが、時が過ぎると初心を忘れるのか、それとも、監査権を持ったことが監視権と勘違いして、人間の大病の一つであるおごり病にかかって上目線になったのではないかという思いもいたしておりました。

そこで、農協組織の原点、原理原則に立ち返るために、また、農家所得の増大、農業振興、発展、食料自給率の向上に向けての農協改革だと私は理解しておりますが、この点について御所見をお伺いしたいと思います。

○林国務大臣 まさに今委員から御指摘がありましたように、改正、改善というのは常にやっています。

かなければならないということでありまして、今回の改革も、この大きな状況の変化というものを踏まえてやっています、こういうことになったわけでございます。

まさに、この法律ができた昭和二十二年と比べて食料が過剰基調になって、消費者、実需者のニーズに対応した販売努力、また、国内の食料マーケットが縮小に向かう中で、六次産業化によって川下の付加価値を取り込む、海外へ輸出する、こういう時代になってきた。また、農業者も、昭和二十二年当時と比べて、大きな担い手の皆さんや小規模な兼業農家といういろいろな方にいらつしやるようになって、組合員ニーズもそれに呼応して多様化してきている、こういう状況でございます。

こうした状況の中で、農協の農産物の販売、生産資材購入における取り扱いのシェアは低下傾向でございます、今お話のあったような農業者、なかなか担い手農業者のニーズに十分応え切れていないと言いがたい状況にあるわけでございます。

また、中央会についても今御指摘がありましたけれども、この中央会制度が始まったときには単位農協が一万を超えていたわけですが、今七百年になっている。一県一JAというところも出てきております。また、信用事業については、農林中金に指導権限が与えられる、こういう状況に大きく変わってきている。

こういう状況の変化を受けて、今回の改革では、地方分権という発想に立つて、まさに逆三角形という今お言葉がありましたけれども、地域農協がまさに頑張ってもらう、地域の特性を生かして自由に経済活動を行って、まさに今お話のあった、農業者の所得向上に全力投球してもらう、連合会や中央会はまさに、逆三角形ですから、その下でこれを支える、こういう基本的な考え方にしたわけでございます、まことにごもっともな御指摘だ、こういうふうに思っておりますのでございます。

○加藤(寛)委員 ありがとうございます。いろいろな産業につきまして、外部からの改革というののももちろん真摯に受けとめていかなければならないわけでありまして、やはり自己改革の中で、それぞれの自分たちの組織というのは改革を図っていかねばならないという思いもいたしております。

私も、農協に関係をしておりました当時、自分なりに、職員の皆さん方といういろいろな協議を重ねながら自己改革に努めてまいったところでありました。特に、やはり農協というのは、資源というのは人材以外にはないわけでありまして、職員の資質向上、それとまた意識の向上、これが一番大事ではないかということ、いろいろな面に取り組んでまいったところであります。

その中でも、職員同士と話をしながら掲げてまいりましたことの一つに、一・一運動というのを私のJA島原雲仙の中では取り組んで、毎日朝礼のときに唱和をして、そして意識を新たにしていって、日々新たにという気持ちで取り組んでまいったところでございます。一・一運動というのを提唱しました。

と申しますのは、一日一善、組合員のために誠心誠意真心で応えよう。そしてまた、一日百円、常に前向きに収支改善を図ろうということ、私の関係をしておりました農協というのが、当時、一千名職員がおりました。現在は、改革を重ねながら、七百人を切っておる状況でありますけれども、当時、一千名おりました関係上、一日百円もしそれぞれが無駄を省くならば、二十五日働いたとして、一人二千五百円、一年間で三万円。一千名を足しますという、三千万の収支改善ができるんですよというふうな思いの中で取り組んでまいりました。

それとまた、一人の千歩よりも千人の一步。一人で幾ら頑張っていくよりも、お互いに連携をしながら取り組んでいくことが、それぞれお互いの資質の向上にもなるし、また、農協の収支改善にもなるし、それがひいては農家、組合員のために

十分貢献できるんですよという思いでやったのであります。そうしたことで、やはり農協自体というの、それぞれの単協単協で違いますが、自己改革はやっております。

しかしながら、また、内部だけではなしに、第三者からの意見を踏まえながら、他からの御意見も慎重に受けとめながら改革を進めていくことが、ひいては農協の改善にもつながり、また、それが最終的には農家の方々、組合員の方々に大きく貢献できるものだと思いで取り組んでおった次第であります。

次にお尋ねしたいことは、この改革が決定しますという、単協と県域の中央会の所管というのは農水省、全国中央会は総務省、監査法人は財務省というふうなことになるのではないかなという思いがしております。これまでは、全て農水省の中ですべてされておりましたからうまく連携がとれたのではないかなという思いもしますけれども、こうして三省に所管がかわった場合にうまく連携がとれるのかなという思いもいたしております。

この件について御意見を承っておきたいと思っております。

○奥原政府参考人 組織の所管ということになります、単位農協、それから農協の連合会、これにつきましては農協法上の組織ということになりますので、これは農林水産省の所管ということになるかと思っております。

それから、全国農協中央会は、今回の改正法の中では一般社団法人に移行するということになっておりますので、具体的な監督としては、これは内閣府ということになるのではないかなというふうに思っております。

それから、監査法人につきましては、これは公認会計士法に基づいて監督を受けることになりまして、所管は金融庁。

こういう関係になります、それぞれのところがそれぞれの法律に基づいてきちんとしていき

ます。

ますので、その連携をきちんととって、農協組織全体についてきちんとした業務運営ができるようにしていきたいと考えております。

○加藤(寛)委員 次に、農業協同組合の事業分離論について伺いをしておきたいと思ひます。

単協は、総合事業として、営農指導、販売、購買、信用、共済、広報、この六つの事業を展開しながら、農業者、組合員だけでなく、地域住民の各界各層の皆さんと交流を深めながら、地域社会を形成いたしております。特に、金融機関もガソリンスタンドも小店もない農村部においては、農協が果たさなければならぬ使命というのは大変大きなものがあります。

農協事業の中で、営農指導、広報事業については、収入は全くゼロであります。また、販売事業についても、手数料は二・二％でありますから、これも大変大きな赤字が出るわけであります。こうしたことを補填するために、信用、共済事業の収益により補填をして、経営の収支を回つておるといのが現状でありますから、万が一にも信用、共済事業を分離した場合に、赤字、マイナスの部分で、組合員、農業者に負担を強いることになるわけであります。

ということとは、農家所得の増大を目指しておる、このことに逆行することになるわけであります。結果、農家も農協も成り立たなくなつて、ひいては地方が崩壊をして、国策である地方創生にも逆行をすると思ひます。

以上の観点から、私は、農協事業から信用、共済事業の分離、また准組合員の利用制限は絶対にあってはならないという強い思いをいたしてあります。

そこで、御見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○奥原政府参考人 金融事業と、それから准組合員の関係でございます。

まず、農協の金融事業、信用、共済事業でございますけれども、農村部においては、農協以外に民間の金融機関が存在しないところも非常に多い

わけでございます。農業者への総合的なサービス提供を維持するために、地域農協の組合員等に対する農協の金融サービスを提供できるようにすることも非常に重要であるというふうに考えております。

また、平均的な農協が、経済事業の赤字を金融事業の黒字で埋めているということも事実でございますので、農協の経営が成り立つように十分配慮する必要があります。金融事業を強制的に分離するような話では適当ではないというふうに考えております。

一方、地域農協が農産物の有利販売ですとか生産資材の有利調達、こういった経済事業に重点を置いて事業を行えるようにするためには、地域農協の経営におきます金融事業の負担ですとかリスク、これを極力軽くすることが必要な場合もあるというふうに思っております。

このため、今回の改革におきましては、既にこれはJAバンク法の中で規定されている方式でございますが、いわゆる代理店方式でございます。すなわち、地域農協から農協中金ないし信連に信用事業を譲渡して、地域農協はその代理店となつて農協中金あるいは信連から相応の手数料等を受け取る、こういう方式を積極的に進めるといふことにしておりますが、これはあくまでも農協の選択ということでございます。

それから、准組合員の方でございますけれども、農協はあくまでも農業者の協同組織でございます。正組合員である農業者のメリットを拡大する、これが最優先でございます。したがって、准組合員へのサービスに主眼を置いて、正組合員であります農業者へのサービスがおろそかになるようなことがあつてはいけないというふうに思っております。

ただ一方で、今御指摘がございましたように、過疎化、高齢化等が進行する農村社会の中で、農協が實際上、地域のインフラとしての側面を持っている、これも事実でございます。

こういったことを背景といたしまして、政府・

与党の中でも、准組合員の利用規制のあり方についていろいろ議論がされてきたわけでございますけれども、これまで規制がなかったこともございまして、正組合員と准組合員の利用実態が把握できておりません。それから、今回の農協改革によりまして、農業者の所得向上に向けた成果がどの程度出るか、これをきちんと見きわめるといふ必要もございまして、

こういったことで、今回の法律の中では、五年間、これにつきましての調査をきちんと行つて、その上で検討して結論を得るといふ形で規定されているところでございます。

○加藤(寛)委員 事業の分離等々については御理解をいただいたようでございます。

これはぜひとも、こういう総合的な事業の中で農業協同組合、単協の事業を進めていくことが、地域社会にとつても、また特に過疎地である田舎にとつてはぜひとも必要なことでありますから、今後ともに、この点については慎重に見守つていただきたいながら、御協力をお願い申し上げておきたいと思ひます。

次に、農業委員会の改革についてであります。農業委員会の選出の方法において、公選を廃止して、市町村議会の承認を得て市町村長が任命をするということになるわけであります。

また、農地の適正利用のために、農業委員会は農地利用最適化推進委員の委嘱を行つて、農地管理機構と連携をしながら農地の有効利用を図るといふことであります。

そこで、報告によりますと、一四年度の農地管理機構による集積、集約は目標の十四万ヘクタール余の二〇％程度の達成率と報告を受けたわけであります。以前、農地集積、集約の進まないのは農業委員会の怠慢、責任であるかのような意見を耳にしたことがありましたが、私は、それはとんでもない責任の転嫁であらう、このように考えております。

私見ではありますが、この原因は、私は国の農政にあるという思ひであります。

例えば、前政権のときに農地基盤整備事業等の予算を六十数％削減して戸別所得補償に回しましたが、私は、このことは農政の国策の中で大変大きな失策であり汚点である、このように考えております。

すなわち、農地の集積、集約を図つて、日本の将来の農業の振興、発展、農業者の所得増大に資するためには、まず、農業の基本である農地基盤整備、圃場整備を一日も早く完成、実現することが何よりも増して私は必要不可欠であると信じております。

この件について御所見をお伺いしておきたいと思ひます。

○小泉副大臣 御指摘の部分でございますが、委員御指摘のとおりでございます。担い手への農地の集積、集約を進め、農業の振興、発展を図り、農業者の所得向上に資するため、その基盤となる農地につきまして、農地の大区画化や汎用化等の圃場整備を推進すること、御指摘のとおりでございます。極めて重要でございます。

農地集積と農地整備との関係につきましては、一つには、農地整備事業の実施後に担い手の経営規模が拡大すること、そして二つ目には、担い手農家への聞き取り調査によりますと、耕作の依頼を断つた理由で最も多いものは、区画が狭小または未整備、こういう調査結果が出ておまして、このような観点に立ちますと、圃場整備を初めとする農業農村整備を計画的に推進するため、必要な予算の確保、これは極めて大事でございますので、しっかりとこの方向に努めてまいりたい、このように考えております。

ちなみに、平成二十七年予算につきまして、農業農村整備事業につきましては前年比一〇・二・四％の二千七百五十三億円を計上しているところでございますが、このほかに農山漁村地域整備交付金、中身は、農業農村整備分七百三十五億円、それと、簡易な基盤整備を行うための新規の非公

共事業でございますが、農地耕作条件改善事業百億円、これらを合わせまして、前年比一〇・四・

八%、三千五百八十八億円を計上しているところ
でございまして、鋭意努力を続けてまいりたい、
このように考えております。

○加藤(寛)委員 ありがとうございます。

そこで、今この農協改革の中で一番の眼目に挙
げておられるのが、農家所得の増大、できれば倍
増というように思っている手打たれてお
るわけでございすけれども、私が考えますとき
に、農家所得の増増を図る方法の一つとして、簡
単な方法が一つあるような気がするわけです。

と申しますのは、御案内のように、今、日本の
農業の一戸当たりの耕作面積は二町歩足らずであ
ります。これまでの農業の状況を考えてみますと
いうと、これまで二十年間の中で農業人口という
のは半減をしております。ところが、これから十
年のうちにまた半減をするであろうという推測が
立っております。ということは、残った農家の人
たちがその倍の農地を耕作して初めて現在の農業
生産額を維持できるわけでありす。

しかしながら、三反歩を六反歩耕作するのは簡
単ではありませんけれども、二町歩近くのを四
町歩に規模拡大するためには、やはり農地の基盤
整備、圃場整備がなされない限り機械化ができな
いわけですから、規模拡大は不可能になるわけ
です。

しかしながら、圃場整備をしつかりとすれば、
機械化が十分にできて、二町歩のものは四町歩耕
作することは簡単であります。だから、二町歩耕
作をしておいた人が四町歩耕作をすれば、必然的
に農家所得は倍増をするわけでありすから、何
はともあれ、圃場整備の一日も早い完成、実現と
いうのが何にも増して、私は、農業の政策の中
では優先するのではなからうかという思いがいた
しておりますので、どうぞ、農地基盤整備、農地
の圃場整備を一日も早く目標の実現に資すること
ができましたように特段の御配慮をお願い申し上げ
て、質問を終わりたいと思ひます。

以上です。

○江藤委員長 次に、金子恵美君。

○金子(恵)委員 民主党の金子恵美でございま
す。よろしくお願いいたします。

地方公聴会で得た意見陳述者の皆様の御意見を
もとに質問をさせていただきたいと思ひます。

私も、石川県の地方公聴会に出席させていただ
きまして、改めて、今回の農業改革は何のためな
のか、誰のための農業改革なのかという疑問、そ
の辺を疑問に思っているし、皆様の生の声とい
うものを聞かせていただきました。

前回、私は大臣に、なぜ今農業改革なのかとい
うことをお尋ねさせていただきましたが、被災地
の現状に目を向けずに、六十年に一度の農業の大
改革とおっしゃっていますが、その大改革と言わ
れるものは、目的が明確でない、そして矛盾だら
けのものであります。

先日の委員会でも、私が集中復興期間終了後の農
業関係の復興事業のあり方について質問した際に
いただいた答弁の中では、被災地の農業再生の妨
げになる自治体負担の調整も復興庁にお任せにな
るといふようなことをおっしゃっていらつしやい
ました。調整状況を見守るということでありす
が、見守るだけではだめなんです。寄り添ってい
ただきたいと思ひております。

農水省も被災地を見捨てるのではないかと、被災
地の皆さんがそう感じているという現状でありす
ます。なぜ、このようなときに大義なき農業改革を
優先し、被災地に目を向けないでいるのか、そう
いう声がどんどん大きくなっています。

改善されるのであれば、もちろん改革も結構で
ありますが、目的が見えず、農業者の方々から理
解を示されていないのですから、政府の今の方針
で改革が進んだとしても、農業者の方々の意欲も
そがれるのではないかとこのように感じます。

昨日の日本農業新聞の一面もごらんになった
というふうに思ひますが、地方公聴会では賛同意見
は出さずという見出しが日本農業新聞の一面トッ
プでありました。

そこで、林大臣にお伺ひいたします。
今回の地方公聴会において出された意見につい

ての御所見をお伺ひいたします。

○林国務大臣 一昨日になりますが、石川県、ま
た山梨県において地方公聴会が開催をされまし
て、地域の農業者の方を初め関係者から幅広く御
意見をいただいたところでございます。

意見の内容は多岐にわたりました、担い手だけ
の努力では限界があり、JAが変わらない限り農
業は成り立たない、農協は組合員になりたいとい
思っているだけのような取り組みが必要、七条
事業運営原則ですが、これの趣旨の明確化はあり
たい、こういった、改革と同じ方向の御発言が
ある一方で、中央会制度に関しては、中央会がJ
Aの自由な活動を妨げている実態はない、全中は
仕事のルールを示してくれるという点で必要な組
織である、こういう発言もあったわけございま
す。

理事要件についても、認定農業者に限定すると
選定が難しくなる、多様な意見を取り入れること
が重要、まだこの中身が十分に伝わっておらない
こともあって、懸念を述べられる意見も多かつ
た、こういうふう聞いております。

今回の地方公聴会におけるさまざまな意見を受
けとめまして、今後は、改革の趣旨、内容、これ
は農業者を初めとする関係者の皆様に周知をし
て、正確に御理解をいただけたらということがま
す重要である、こういうふう感じるところで
ございまして、本委員会における質疑を通じて、
また法案が成立した晩にも、現場に対して丁寧な
説明をさせていただきたい、こういうふうに思ひて
おります。

○金子(恵)委員 これまでも、この改革がどのよ
うに農業者の所得増大に結びつくのか、この委員
会でも質問をさせていただいたけれども、納得の
いく合理的な答弁というのを得ることができてい
ません。職能組合純化路線への懸念があり、農協
が地域で果たしてきた協同組合としての役割も過
小評価されているというふうに思ひます。

今おっしゃったように、これから周知をしてい
く、そして理解を得る、それでこの改革を進めよ

うとしていられるのでしょうか。本当に、最終的に理
解を得ることができなかったらどうするんではし
ょうか。

農業委員会改革もそうですが、歴史ある農業委
員会制度のもと、地域の信頼を得て活躍をしてこ
られた農業委員会の皆さんについても、現場を見
ずに、アンケート調査の数字のもとに進められて
いるということでありす。

当事者の皆さんの理解がなければ真の改革はな
されません。当事者不在の組織いじりと言われて
いるこの政府の改革について、どのように当事者
の皆様の理解を得ようと努力をしていかれるので
しょうか。いかがでしょうか。

○林国務大臣 まず、この改革についての報道ぶ
りでございますが、これは何度かここでもお話を
しておりますように、一昨年にはなりますが、全体
の農政の改革のプランをつくらせていただいた
それに対応した経済主体の改革ということと昨年
の六月に政府・与党の取りまとめがなされ、それ
に呼応して昨年の十一月にJAの自己改革案とい
うものを出されたわけでございます。

そこで残った部分につきまして、ことしの一
月、二月に政府・与党で最終的に監査のところな
どを自律的な制度に移行するという文言に従って
まとめられた。その最後の部分が大変に強調さ
れて、そこだけが決まっております。全体の改革
で、報道されたということもあって、全体の改革
がそこだけだという御印象がどうもまだ残ってい
るのではないかと、こういうふう考えています。

全部を通して見ていただきますと、まさに需要
サイドにきちんと働きかけていく、そのために、
経済主体である地域農協が経済活動を自由に行っ
て、農産物の有利販売等々で農業者の所得向上に
全力投球をできるようにしていく、こういうもの
を連合会、中央会は自立と自由な活動を促してサ
ポートする、こういう観点で改革をしておるとこ
ろでございまして、まさに、先ほど加藤委員から
お話がありましたように、ピラミッド形の三角形
ではなくて逆三角形である、こういう形をしつか

りをつくっていききたい、こういうふうに思っておりますところでございます。

○金子(恵)委員 林大臣は、今回の公聴会の中身、その御意見について、まだごらんになっていないものもあると思います、聞いていらつしやらないこともあると思います。議事録をきちんと読んでいただいて、いろいろな意見があったということ、それをまずはしっかりと真摯に受けとめていただきたいと思っております。

石川県の農業協同組合中央会会長の上坂英善会長さんは、今回の農協改革の議論の中で、当初、中央会は農協の自由な活動を妨げるのではないかとという声があつたが、石川県ではそのような実態はないと発言されています。JA小松市の西沢耕一組合長も、自由を妨げられたことはないとおっしゃって、中央会制度の改革に関して立法事実がない、そういう疑問は払拭されていません。加賀市の農業委員会の小川廣行会長は、この間、新聞報道等を見ると、六十年ぶりの大改革の名のもとに、現場の実態、思いとは別に、効率性を優先させて、イメージ的な議論が先行しているように感じているということをおっしゃっておられました。つまり、政府が目指している改革は、実態を見ずに進められているということではないかというふうに思っております。

実態から離れた、現場から離れているこの改革によって何が前進するのでしょうか。お答えください。

○林国務大臣 私も議事録は目を通させていただきましたので、今御指摘のあった、中央会はJAの自由な活動を妨げている実態はないという御発言があつたということは、先ほど一例として紹介をさせていただきましたので、私の発言でどの部分をもって議事録を見ないのではないかとおっしゃっているということとはちよつと教えていただきたい、こういうふうに思っております。

その上で、先ほどの繰り返しになりますが、全体の改革像をしっかりと示すことによって十分な御理解をさらに得ていく努力というのは不断に

やっていかねければならない、こう思っておりますが、意見の内容は多岐にわたっておりまして、我々の改革を前向きに評価している御発言も、委員は今お取り上げになりませんでしたが、あつたというののも議事録を見ればわかるわけでございます。

○金子(恵)委員 いろいろな意見はあるんです。すけれども、その中で、先ほども申し上げましたように、例えば石川県の公聴会も含めまして、現場の声は、賛同意見はほぼ出ていないということとあります。それを真摯に受けとめるべきだと繰り返して申し上げさせていただきたいと思ひます。

ここで、衆法の法案提出者に伺いたいと思ひます。

JA小松市の西沢組合長さんは、JA小松市の事業を御説明くださって、そして農協の多面的な機能についても強調されました。准組合員の利用制限への懸念なども示されておられました。直売所、食育活動などの女性部の活動、福祉事業などを行うことによって、准組合員、員外の地域の皆さんのJAに対する理解が深まり、結果として組合員の増加につながっている、仮に准組合員の利用が制限されると、農協の運営に非常に大きな影響があるとおっしゃっておられます。

このような地方公聴会での御意見についての御所見をお伺いいたします。

○福島議員 金子委員にお答え申し上げます。

先日、一緒に石川の金沢に行つてまいりました、恐らく、議事録の字面で見ると以上政府案に対する厳しい意見が多かつたのかなと思つておりまして、先ほど大臣は、改革と同じ方向の意見もあるし反対の方向もある、多岐にわたっているということでしたが、少なくとも、金沢市のあの現場は、賛同する意見というよりは、懸念を示す意見がほぼ大部分であり、なおかつ、内容が十分には伝わっていないから懸念が広がっているというのとはむしろ逆で、内容が伝われば伝わるほど懸念が広がっている状況なのかなということを私は実

感した次第でございます。

それはなぜかと思ひますと、現場の人は物すごく一生懸命やっているんですね。今御紹介いただいた小松市の西沢組合長も、小松市の農協は、正組合員五千、准組合員は一万二千人ということで、准組合員の方が多いんですけれども、例えば、二十四の小学校区全てで食育の教育を行つたり、四十人の営農指導員を全部抱えて丁寧な営農指導を行つたりと、准組合員も含めて得た剰余の部分全てを地域の農業の活性化に使っているわけでございますし、何とか地元の農業を振興したいという熱い思いが組合長から伝わってきました。

そういう現場で頑張っている人たちの思いというのを、こういう言葉が適切かわからないですけれども、ある意味逆なでしちやつてるところが、なかなか、今の政府案の農協改革なるものが御理解をいただいていない部分もあるんじゃないかなと考えておりまして、そうした意味では、伝わっていないから懸念が広がるといふよりは、しっかりとこの場で議論をして論点を明らかにして、現場で頑張っている方に御判断をいただくような審議をこの委員会の中でこれからも続けていくことが必要なのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○金子(恵)委員 衆法では地域のための農協というところをおっしゃつていただいておりますが、今回地方公聴会で伺つた意見というのは、私はまさにそのことだと思ひますが、いかがですか。

○福島議員 私の方からも衆法の内容を御紹介申し上げて、先ほど御紹介した西沢組合長、そして石川県農業協同組合中央会会長の上坂会長に、地域のための農協という位置づけを明確にすべきではないかという点を伺いました。我が意を得たりということで、まさにそのような方向で農協を捉えてほしいという意見があつたということを御紹介させていただきたいと思ひます。

以上です。

の声、そしてまた考え方を反映しているのは衆法だということだと思ひます。この法案には、農協関係者の皆さんも農業者の皆さんも納得をするということではないかと思ひます。

そこで、さらにお伺いします。

当然、組織を改善するためには改革も必要であります。さらに、地域に根差した協同組合として農協を発展させるためにはどのような改革が必要なのでしょう。

衆法提出者の方にお伺いしますが、衆法によってどのように農協をよりよい組織としていくのか、お伺いします。

○小山議員 金子委員にお答えいたします。

我が国の農協は、総合農協として、持続可能な農業の実現に向けた営農指導や担い手の育成など農業者のための事業だけでなく、豊かで住みよい地域社会の実現に向け、地域住民にさまざまなサービスを提供する事業も行っております。特に、過疎化や少子高齢化が進む地域においては、農協は、住民生活及び地域社会における必要不可欠なライフラインとして、地域社会において重要な役割を果たしております。

もともと協同組合は、ICAや協同組合年政府広報オンラインにもあるとおり、地域に根差し、地域に貢献し、地域と密接不可分な存在であると考えております。

理屈に現状を合わせようとするのではなく、現状に法やあるいは理論をより合わせていくというリアリズム、真の保守主義に立脚し、また、歴史的経緯を踏まえ、農協を地域に貢献する組織と位置づけました。このことで、農業のみならず、農村に全く理解のない委員もおる規制改革会議からの無用な攻撃に対する防波堤の役目も、この地域社会に根差すということを位置づけることで果たすことができる確信をいたしております。

農協が地域社会で現に果たしている役割を正しく評価するとともに、農協の自主性を真に担保し、農業者にとってメリットのある農協を育成することによって、農業者の所得の向上と経営の安

定に真に寄与する農協にすることこそ必要不可欠であると考えております。

○金子(恵)委員 今の御答弁の関連で御質問させていただきますが、そうしますと、今のような多面的な機能、そしてまた地域に根差したライフラインである農協を、閣法、政府案は守ることができませんか。

○小山議員 政府案では、経済事業の定義もしっかりとなされておられませんし、どのように農協の経営がよくなっていくのかということが示されておられません。

何よりも、准組合員の規制等にも触れられておりまして、今後、総合事業体として経営をやっていく農協が、特に、准組合員の規制等が入ってくれば経営が非常に不安定になる、職能組合純化路線、職能組合原理主義といったようなことが指摘されるかと思いますが、純化路線をとった組織といふものは、この国会内を見ても、どこも衰退をいたしております。

そのことを考えましても、私は、総合事業体として多様性を認めた経営をやっていくということが、特にこういつた過疎地域の事業体にとっては必要である、そのように認識しております。

○金子(恵)委員 また、衆法では、中央会制度、監査制度について、現行の仕組みを改めることはしていませんけれども、附則に、「農業協同組合及び農業協同組合連合会の監査その他の組合に係る制度の在り方については、この法律の施行後三年を目途として、検討が加えられ、必要がある」と認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」との検討事項が置かれていますが、この検討対象となっている監査その他の組合に係る制度のあり方の具体的な中身についてお伺いします。

○小山議員 本法におきましては、組合の監査その他の組合に係る制度のあり方については、本法施行後三年をめぐって検討が加えられ、必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講ぜられるものとしております。

どんな組織でも、問題のない組織といふものはありません。不断の自己改革といふものは必要であります。規制改革会議などから無用の誤解を受けることなく、また、国民全体に農協に対する監査が健全であることを示すためにも、三年をめぐって、緊張感を持って検討していくということが必要かと思ひ、このような衆法の中身としております。

○金子(恵)委員 そうしますと、農協の自己改革を尊重するという意味でこの検討事項があるということでしょうか。

○小山議員 そのように御理解いただいて結構だと思います。

○金子(恵)委員 また、政府案では、施行後五年をめぐって、改革の実施状況を勘案した農協制度の検討を行うともされております。こちらの衆法は三年ということでありまして、必要に応じた形でしっかりと、改善すべきところは改善していくということだといふふうに私は思っておりますので、この法案についても期待をしておりますところでございます。

時間となりましたので終わらせていただきますが、今後、立法事実を明確に政府からお示しいただいて、現場に対しての説明も含めまして丁寧な対応をしていただかなければ、政府案に賛同することができないという状況でありまして、私は、衆法のよさというものを明確に示すことができたきょうのやりとりではないかといふふうに思っております。

どうぞまたしっかりと、今申し上げましたように、丁寧な対応を要請いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○江藤委員長 次に、小山展弘君。

○小山委員 民主党の小山展弘です。

早速質問させていただきますと思います。

先ほど答弁の中にも、ピラミッド形の三角形を逆三角形にしていくんだというお話もございましたが、今の系統組織が全国連を頂点とするピラ

ミッドだといふふうには捉えていたならざる者の職員もいないわけではないかもしれませんが、ほとんどの職員は、組合員の皆さんのために、その組合員さんの出資する系統、単位農協さんのためにということ、むしろ逆三角形を意識して仕事に取り組んでいるものと私は確信をいたしております。

私が前に農林中央金庫に入りましたときに、最初の受け入れ研修で言われたのは、農林中金が使っている、運用しているお金は、誰が集めてきた、どなたのお金なのか、そのことを常に意識しなさい、これが当時の石原副理事長の最初のお言葉でした。

全国連の職員は、農協さんに、二週間ぐらいの研修に泊まり込みで行きます。そこで、貯金から、あるいは営業指導から経済事業から全部やりまします。もちろん、それは研修だけで全てがわかるということではないんですけれども、しかし、そういった研修を通じて、せめて思いを共有するという姿勢は持っております。

私は、いろいろな、経団連とかあるいはウェッジとか、ああいう雑誌なんかにも三角形の図が出ていますけれども、こういう三角形の図が出てくる、ピラミッド形だということ自体が、系統に働いている職員の皆さんの思いが酌まれていないことではないかと思っております。

そこで、最初に、きょうは冒頭申し上げようと思っておりますのは、もちろん、農政というものは、あるいは今回の農協改革というものは、農業の振興、そして農家の方の所得の向上、さらに言えば、農家の方の中でも、農協に所属して農協の組合員となっている組合員の皆さんの所得の向上ということが大目的かと思ひます。それが、政治が第一に考えなきゃいけないことだと思ひます。

しかし、そこでもう一つ、きょうはあえて、終盤じゃないですけども、審議も進んできたので申し上げたいと思ひますのは、中央会を初め系統で働いている職員がいるんですね。系統職員とし

て働くことで、組合員の農家のために、そしてまた農家のために働くことを通じて日本農業の発展に尽くすんだと、ひたむきに真面目に使命感を持って取り組んでいる職員もたくさんおります。このような真面目にひたむきに職務に取り組んでいる職員の思いあるいは誇り、使命感というものが踏みにじられるような、そういうことがあつてはならないと私は思っております。

もちろん、組織ですから、変わることもあります。しかし、今回は、会社が倒産したとか潰れたとか、そういうことではなくて、法律でこの組織というものが変わるんです。場合によっては職を失う人もいるかもしれない。あるいは、今までの仕事が全否定されるような人もいるかもしれない。腹を切れと言っているわけですから、それが本当に必要なならばやはりやらなきゃいけないこともあるかもしれないけれども、だからこそ、真面目にひたむきに取り組んできた職員たちにとっては、説明をしなければならぬんだと思ひます。

その観点からしますと、全中が協同組合の経営の自由を制約した具体的事例というものがなかなか出てこなくて、アンケートで数人の組合長が、数人だけではないかもしれないですけども、批判があつた。それは、多分ごく一部なんだろうと思ひます。比率的に見ても。そういうことだけでは、とても真面目にひたむきに取り組んできた職員の皆さんに説明できないと私は思ひます。

通告していませんけれども、この点、今回の改革を進めるに当たって、大臣は職員の皆さんに対してどういふような思いで、特に全中という組織が大きく変わるわけですけども、それ以外にも、こういった監査業務、経営改善業務に取り組んできた職員に対してどのように御説明されるのでしょうか。大変恐縮ですが、お願いいたします。

○林国務大臣 その点は、政府・与党で最終的な取りまとめをしたときも、かなりいろいろな議論があつたわけでございます。いろいろな配慮をす

ることというのを政府・与党取りまとめにおいて紙にまとめまして、そのことが附則を中心に書かれていて、こういうふうにあります。

先ほど逆三角形と申し上げましたけれども、人によって見る見方はいろいろだと思いますけれども、自分が逆三角形ではない三角形のピラミッドの上のいてやっていっている人がたくさん、過半数というか大多数でやっていらつしやるというふうには私も思っていないわけですが、さすが、やはり単協の立場で、先ほど加藤委員からお話があったように、そちらの立場に立つてみるとそういうふうに見えることがある、こういうことではないかなと。それをお互い謙虚に受けとめて議論をする必要がある、こういうふうにいるわけでございます。

まさに今委員がおっしゃったように、仕事は人がするものでございますので、どう組織を変えても、その中の皆さんが、ミッションを持ってしっかりとこの仕事をやっているというパッションを持っていただかないと仕事というのはうまくいきません、そういうモラルが低下をしないように、しっかりと、この法案が通って新しい制度に、移行期間もございませうけれども、そういうところに着目して運営、運用はやっていきたい、こういうふうを考えております。

○小山委員 事前通告もなく大変恐縮でございますが、ぜひこの点、ひたむきに真面目に取り組んできた職員の皆さんにもちゃんと説明がつくような、そしてまた、彼らの思いが生きるような、そういう配慮をぜひこれは最大限お願いしたいと思っております。

それと、質問ですけれども、現行農協法の第七十三条の二十二第一項三号には、組合に関する教育、情報の提供が中央会の事業として規定をされております。今回の法制度変更で、中央会の条文削除に伴いまして、この協同組合教育あるいは農業技術教育も条文が全面的に農協法から削除されることになりました。

教育というのは、もともと農協のやられる事業として規定されておりました。ただ、一九四九年の改正で、組合に関する教育及び情報の提供というものが農協から中央会の事業に移ったんですね。教育は、農協が行うことができる事業ではなくなくなってしまったんです。辛うじて中央会事業として今まで残ってきたんですけれども、これが中央会の廃止に伴って全面的になくなる、こういうことであります。

協同組合というのは運動体です。協同組合運動なんですね。運動体であること、協同組合の存在意義は何かということ、あるいはどこが株式会社と違うのかということ、これを常に組合員と職員が意識して理解を深めていかなければ、協同組合は単なる税制優遇のある収益性の低い株式会社で墮してしまいます。だから、教育が大事なんです。

これは、ICAの第五原則でも、教育、研修及び広報ということが明記されておまして、また、協同組合憲章草案にも教育の重要性が記されております。

組合員に対する協同組合教育、農業技術教育は今後どこが担っていくのか、御答弁をお願いしたいと思っております。

○林国務大臣 中央会は、農協法の七十三条の二十二の第一項三号の規定に基づいて、組合に関する教育、情報の提供の事業、協同組合教育でございますが、これを行ってまいりましたが、これらの事業については、農協や農協連合会が、共同利用施設、組合員または会員農協に対する利用事業、こういうことで実施をすることが可能である、こういうことでございませう。

また、都道府県中央会から組織変更した農協連合会については、会員である組合員の経営相談等を行うことができる、こうなっておりますので、この附帯事業等として、教育や情報の提供が実施できる、こういうふうを考えております。

また、全国中央会ですが、これは組織変更して一般社団法人になるわけでございませうが、一般社団法人はその行う事業の範囲に制約はないわけ

でございますので、当然、教育や情報の提供を行うことも可能である、こういうふうを考えております。

○小山委員 いろいろ、普通の株式会社でも研修というものをやっております。任意でもやっているとこのことは思いますけれども、やはり協同組合というのが、いろいろな意味で一般の民間とは違うところがある、だからイコールフットイングということも信用事業の方でも出てくるわけですが、先ほど、だからこそ、この教育というのが非常に重要だと思っております、これが条文から削除ということは、私は、ここに残しておいてもいいと思いますし、可能であれば法文修正等であろうといったことも残すべきだと思っておりますが、ぜひ、この点のところも今後検討していただきたいと思っております。

次に、准組合員の規制のところに触れていききたいと思いますけれども、将来的に准組合員に対する規制が入るとしたら、准組合員が事業利用について規制を受けなければならぬとするその法的理由、根拠は何でしょうか。

○林国務大臣 農協は、あくまでも農業者の協同組織でありまして、正組合員である農業者のメリットを拡大する、これが最優先である。したがって、准組合員へのサービスに主眼を置いて、正組合である農業者へのサービスがおろそかになつてはならない、こういうふうを考えております。

農業者ではない准組合員の利用規制については議論があつたわけでございませうが、結果的に、今回の改正案では、准組合員の事業利用については、まず五年間の調査を行った上で、規制のあり方を決定する、こういうことにしたものであります。

したがって、規制するか否かを含めて、現時点では何も決まっていな、こういうことでございませう。

○小山委員 組合員への奉仕ということですが、正組合員のためだけの組織ということではな

いと思っております。ですから、今後規制が入るといことは、いろいろな意味で法的な問題が出てくると思ふんですね。

例えば、准組合員が利用できる事業を制限、限定する規制を導入するということも想定としては考えられるんですけども、そもそも、准組合員の利用について、特定の事業だけ利用しちゃうだめだというような規制を実施することが現実的に今度には可能なんですか。協同組合には、当然、加入、脱退の自由というものがあるわけですが、それだけではなく、法的に矛盾があり、困難ではないか、私はそのように考えておりますが、農水省は、監督官庁として、もしこういう規制ができるとしたら、どんな遵守の監督をするんでしょうか。

○奥原政府参考人 准組合員の規制のあり方につきましては、今回の法律の中に盛り込んでいます、まず五年間調査をした上で、その調査結果を踏まえて検討して、この規制のあり方について結論を得る、まさにここまでございまして、現時点で、規制をかけるのか、その規制の内容をどうするかとか、そういうことは一切決めておりません。

まだ決めていないことについてのお答えはちよつとできかねるところでございませう。

○小山委員 ぜひ、五年間の調査ということではございますけれども、そもそも、こういった調査をするとか規制を入れるということ自体に矛盾があるのではないかと、そしてまた、准組合員も含めて組合員に対して奉仕をするということですから、准組合員が何かおかしいというような発想そのものが間違っているのではないかと私は思っております。

准組合員の規制について、他の事業者による同種のサービスの提供の状況等を調査することが考えられると六月四日の金子恵美委員の質問に対する政府参考人の答弁もございましたが、他の事業者の同種のサービス提供の状況を調査する趣旨と

いうものは何でしょうか。同種のサービスを提供
する事業者がいれば農協の准組合員の利用規制を
導入してもよいというような認識なんではないか
が。御答弁いただきたいと思ひます。

○奥原政府参考人 附則の五十一条に基づく
調査の中身についてもこれから検討していくとい
うことになりましたけれども、各地域ごとに、農協
が行っている事業につきましても、ほかに同種の
サービスを提供する事業者がどの程度あるかと
いったことも調査対象になるのではないかととい
ふに現在考えております。

仮に准組合員の事業利用規制をかけるという場
合に、地域住民の生活にどの程度支障を生ずるか
といったこともきちんと調べた上で、その調査も
した上で、この規制のあり方についてどうするの
か、かけるのかかけないのか、かけるとした場合
にどうするのか、こういったことを検討してい
く、こういうことでございます。

○小山委員 五月十四日の本会議の答弁で、安倍
総理は、准組合員へのサービスがメインとなり、
正組合員へのサービスがおろそかになってはなら
ないという答弁をしております。

准組合員との取引を行った結果、正組合員への
サービスが低下した事例というものはあるんで
しょうか。

○奥原政府参考人 これも特にアンケート調査の
ような形で調べたことはございませんけれども、
例えば、五月の二十七日にはこの委員会におきま
して参考人の質疑が行われていると思ひますけれ
ども、そのときにも、農協は、今は金融事業の方
に軸足を置かれていて、営農指導とか農業関係の
方に余り力が入っていないという御発言もあつた
と思つておりますし、農協には、農家への提案型
のサービスを強めるとか、農業者の方に歩み寄つ
ていただきたいといった発言もあつたというふう
に承知をしております。

いずれにいたしましても、今回の改正案では、
五年間の調査を行った上で、規制のあり方を検討
して結論を得る、こういうことでございます。

○小山委員 今、准組合員と正組合員の話があり
ました。きのうですかね、松木けんこう委員か
ら、営農指導事業に対して国の補助金というもの
を使えないだろうか、国の支援というものはない
だろうかというふうな、そういった質問もありま
した。

それは、もし私が答弁者だったら、今、総合事
業体で、ある意味、准組合員の利用も含めた信用
事業、共済事業で収益を持つていているわけです
から、その部分で国の支援なく今営農指導事業の赤
字というものが賄われている、営農指導事業の費
用が賄われている、これは大変すばらしい仕組み
だと思つております。

また、信用事業も、准組合員だけが利用してい
るわけではなくて、本来の信用事業は、前回の御
答弁もいただきましたとおり、相互金融で、協同
組合の組合員に対する金融というものは資金を融
通すること自体が目的であつて、これは、金利を
求める、そういった融資ではないわけでありま
す。

まさに協同組合事業として、また、農家の方の
ために行つていて、そういう相互金融の部分もあ
るわけですから、私は、この点、総合農協として
今後も位置づけて、そして営農指導部門の費用と
いうものも賄つていく仕組みとしてもっと積極的
に評価をしていくべきではないかと考えており
ます。

現段階で、准組合員に対する規制のあり方を検
討するための調査というものはどのようなことを
想定しておりますでしょうか。

○奥原政府参考人 先ほどもお答えしましたが、
この調査の中身につきましては、これから当然検
討することになります。

それぞれの農協におきまして、正組合員、准組
合員の利用実態がどうなつていくのか、これを調
べるのは法律にも書いてございますので当然のこと
でございますが、その際に、これも先ほど申し上げ
ましたけれども、その地域において農協が提供
しているサービスと同種のサービスを提供してい

るところがどの程度あるのか、例えば金融等につ
きましては、これはその地域に民間の金融機関は
農協しかないというところもあるわけでございます
して、そういった事情もやはりきちんと調べない
ければいけないというふうな考えております。

それと、調査の中身としてはもう一つ、今回の
法律に基づきまして、農協の自己改革が、特に経
済事業、経済事業の中でも農産物の有利販売ある
いは資材の有利調達、これがどこまで進んだか、
これもやはり考えなければいけない、そういう問
題だというふうな思つておりますので、そういう
こともあわせて調査をするということではござい
ます。

○小山委員 今の奥原局長の答弁の中で、有利販
売とかいわゆる経済事業改革、これも利用実態と
して検討していくということですが、経済事業の
部分と准組合員の利用のアンケート調査というの
は、何か、整合性というのか、そこを合わせなけ
ればいけない必要というものはあるんでしょいか
どのようにお考えなんでしょう。

○奥原政府参考人 これは、准組合員の規制のあ
り方を検討する、調査をするということになつた
その背景としての問題意識でございますけれども、
要するに、農協は、農業者の協同組織として
農家にメリットを出していく、有利販売あるいは
生産資材の有利調達で農家の農業所得がふえるよ
うにしていく、これが今回の改革の最大の眼目で
ございます。

このことが全ての農協できちんとできていれ
ば、そのときに准組合員、農家でない方々への
サービスが幾ら行われていても、これは農家に
とっては、正組合員にとつては何のマイナスもな
いわけでございますので、そういった改革の目的
との関係で、農業の所得の増大に向けた改革がど
の程度成果を生んだのかということも、准組合員
の規制のあり方を検討する上では一つの大きな要
素だということで、今回の附則の中にはその話も
調査事項として書いてあるということではござい
ます。

○小山委員 お話としてはわからないわけではな
いんですが、しかし、経済事業の収益を上げてい
るあるいは経済事業でしっかりと事業を行っている
ということと准組合員の利用というのは、ある意
味両立もするわけですし、関係性がないことでは
ないかなと私は認識します。

経済事業で大変収益を上げて利益を出してや
つていくということ、信用事業もしっかりとや
つていくという場合もあるでしょうし、信用事業が全
然だめで経済事業もだめだということもあるで
しょうし、ここが、二つが関連するというのは私
にはちよつと今のお話ではよく理解できないこと
ろでありますし、これはもともとやはり別のこと
ではないかなというふうには私は感じます。

それと、准組合員の事業利用規制について、准
組合員による組合事業の利用によつて何か不都合
な実害が生じた具体的事例、例えば正組合員から
の苦情とか訴訟とか、あるいは農協の事業運営上
支障を来したような、そういった事例というもの
はあつたんでしょうか。准組合員規制を入れる必
要性というものは何でしょうか。

○奥原政府参考人 これも先ほどお答えしたとお
りですけれども、アンケート調査のような形で
やつたことはございませんが、五月二十七日の本
委員会における参考人質疑でもそういった御意見
はあつたと思ひますし、我々の方で農業者との意
見交換は相当な回数やつております。

その中では、今の自分のところの農協は、信用
事業、共済事業には相当力が入つていて、准組合
員に拡大をしたり、こういうことはいろいろや
つていくけれども、肝心の、農産物を有利に売つ
ていくとか資材を有利に調達するところになか
りかなりの方々から聞かえてくるという声は、やは
りまして、ここについてはきちんとやつていかね
ければいけないというふうな考えているところでは
ございます。

○小山委員 組合の運営のお話にもなりました
が、逆に言えば、論点が少し変わりますけれど

も、では、経済事業に人さへ張りつければ有利販売というのは伸びていくとか、あるいは人がそこに集中すればそれで経済事業の収益というのは上がるというふうに御認識なんでしょうか。

○奥原政府参考人 農産物の販売をどうやれば成果が出るかということだと思います。必ずしも人数だけの問題ではないわけですし、ですから、今回の農協改革法の中では、理事につきまして、その過半数が認定農業者と農産物の販売のプロということが書いてあるわけでございます。まさに、本場にその地域の農産物の特性を踏まえ、あるいは市場との関係も踏まえて、どういう販売方針を立てるのかというのがまずございます。

その販売方針をどうやって実現するか、それにふさわしい体制を農協全体としてどう組むかということ、これは、役員の話もありますし、その販売に従事する職員の話も当然あると思います。職員の話も含めて、やはり経営層がきちんと判断をして決めていく、そういう問題ですので、人数だけとは思っておりません。

○小山委員 人数というよりも、私はむしろ質だと思ふんですね。農産物販売とか、あるいはこの間も出た、目ききがどれだけの収入かということ、これは他部門から移ってきてすぐ養成されるというものではなくて、むしろ、OJTで、若い職員が入ってきて、少数の人数でもしっかりと経験を積んで、また教育がなされていくということの方が、私も全然販売事業のプロでも何でもないですし、やったら大赤字を出しちゃいますけれども、そういう目ききを育てていくことが大事だと私は思っております。

それと、これまでの議論の中でも、役員で経営のプロとか販売事業、認定農家の人に入ってもらうというような話もありましたけれども、しかし、それによつて、かえつて大きな失敗をするリスクというの、私は何度も申し上げてまいりましたが、あろうかと思っております。

これは、どんな農協、あるいは漁協まで広げて、時代によつて、大変収益を上げていて、ぴか

ぴかの農協だったり漁協だったり漁連だったり信農連だったりというところが、特にパブルの時期には財テクをしたところが大変評価をされて、パブルの崩壊後に大きな損失を出して失敗したという事例もあります。

一概に、今この認定農家の方あるいは経営のプロの人がいいからといって、本場にそれが長い目で見ていいんだらうか、あるいは、短期間で成功している方で、この人に理事になつてもらつて引張つてもらおうと思つたら、それがリスクが大きくてそうでもなかったという例もあろうかと思ひます。

ですから、そのところをやはり慎重に判断していく必要がありますし、組合の自己責任ということになるのであれば、なお一層のこと、余りこのような、経営のプロを半分以上入れるとか、そういう規制を入れないことの方が大事なのではないかなというふうにも私は感じております。

それから、准組合員の規制で、これは今後の検討課題ということなのかもしれないんですけども、准組合員の数についての規制、制限を将来入れるということになれば、准組合員は事業利用権を今保有しているわけなんですけれども、特定の准組合員の事業利用権を剝奪するということも想定される。事実上の准組合員の脱退勧告を行うことまで政府としては考えているんでしょうか。

○林国務大臣 繰り返しになりますが、今想定をされるというふうに御質問がありましたけれども、何をもちつて想定されているのかによつてよくわかりませんけれども、我々としては、今まで規制をしていないわけですから、利用実態がよくわからない、まさにその結論を五年間をかけてあり方を検討する。

したがつて、規制をこういう方向で入れるんだけれども、その中身を検討するのではなくて、規制のあり方そのものを、これをやつていくということとでございまして、そういう意味では、何か想定をされている、これはどうなるのかと言われども、まだ全く何も決まつていないというお答え

になるわけでございます。

○小山委員 准組合員の実態を調査するということですけれども、それに関連して、今現状においては、現場では員外利用の規制なんかも含めてさまざまな状況があるかと思つておりますけれども、この点について、例えば五年間、この員外利用規制も含めて、今まで以上に行政が対応を変化させていくということはあるんでしょうか。

○奥原政府参考人 員外利用規制の方は、准組合員の規制とは違ひまして、現行の農協法の中で規制が既に行われているものでございます。

昨日も御答弁いただきましたが、特に単位農協につきましては、これは都道府県が監督をしておりますので、農林省としても都道府県を通じて監督をしておりますので、従来と同じ方針でもつてこれについては取り組んでいきたいと考えております。

○小山委員 今、従来と同じ方針ということでは御答弁いただきましたので、ぜひこれはそのとおりにお願いしたいと思ひます。

といひますのも、非常に懸念しておりますのは、この員外利用規制のところを業務改善命令でがんがんと出して、そうしますと、実際には今いろいろなところで組合員以外の員外利用というものが多いいところもあるかと思ひます、そういうところが、員外利用をやつていた人たちが利用できなくなるということで准組合員に流れていく。一方で、大規模化が進んでいく中で正組合員の数が減つていく。そういう中で、今までの行政以上に厳しい員外利用規制ということに踏み出してしまつた、今までの以上に准組合員の数がふえてしまつたり、今の現状の、今、きょう時点よりも准組合員の状況が変わつてしまふということもあるかと思ひます。

ですから、これから少なくとも五年間調査をする期間ということになっておりますが、その間については、行政のさじかげんの部分かと思ひますけれども、現時点と同じような姿勢でこの員外利用についても対応の継続をお願いしたい。

まさかとは思ひますが、過度にこの員外利用規制の部分強化して、業務改善命令が多発されるようなことがないように、私は、現状を認めている、そういう保守政治というものを強く期待したいと思つております。

そして最後に、ちよつと一言だけの質問になつても、もし次回機会があればまた質問を続けたいと思ひますが、林大臣にお伺ひします。

経済事業の定義についてお尋ねしたいと思ひます。

○林国務大臣 先ほど保守政治というお言葉がありました、私は行政の立場に今おりますので、保守政治という言葉よりも、やはり行政の法的安定性というふうに考えたいと思つておりました、今回の提案の中には員外規制のことについてはないわけでございますから、ないということは、同じ法律でやる、ということは同じようにやつていく、これが法的安定性ではないか、こういうふう

に思つておるところでございます。

経済事業は、信用事業、共済事業と異なつて、定義をこの法律においてしているわけではございませんけれども、一般的に、販売事業、生産資材の購買事業等の信用、共済事業以外のものを広く経済事業と称している。これは何度かやりとりがあつたとおりでございます。

○小山委員 もう時間が来ましたので終わりますけれども、販売、購買事業、それから生活その他事業の黒字転換というのが必要でありまして、販売、購買と営農指導を一緒にして、そこで全国のJAが黒字になつていくということが、北海道はそれでいいところもありまして、北海道を全国に適用するのは相当無理もあると思ひますし、一方で、葬祭ビジネスではばんお葬式を請け負つて黒字にしても、これは本来の趣旨と違ふわけですから、この点には十分御留意をいただきたいと思つております。

以上で質問を終わります。

○江藤委員長 次に、佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 農地法等であります、農業

委員会法、農地法、農協法を含めて質問させていただきますかと思ふんですが、三十分しか時間を与えられておりませんので、できるだけ簡潔にお伺いをしていきたいというふうに思つてございます。

最初に大臣にお伺いをいたしますが、これまで、ある種論点が絞られてきているといへば絞られてきているのかもしれませんが、いろいろな観点からいろいろな質問がある中で、論点が絞られてきている。しかし、それには相当開きがある。しかし、私は、農民という立場に立てば、この水と油みたいなやりとりから何とか一致点を見つけていきたいものだというような視点できょうは質問させていたきたいというふうに思つてございます。

その中で、先日私も山梨に行かせていただきました。四人の皆さん方から、今の農協改革を評価するような意見というのはほとんど、残念ながら聞くことができませんでした。先日の参考人でも全く同じような状況で、だから、皆さん方が、どういふところの皆さんの意見を聞かれてどういふふうになつてきたのかということも、正直言つて、多少疑問を持たざるを得ないのであります。

その中でも、特に、巨摩野農協の組合長は、JAが地域社会でのインフラも担つていかなければならないんだということを大変強調されてございました。そういった意味合いというのは非常に大きいというふうに思いますし、また、仲澤常務からは、全中について、全中が、今の業務監査を含めて、いろいろな法的なものも含めてしっかりとやっていただけるので、我々はそれに基づいて地域での単協の経営をやっている、要するに全中は大きなベースを守っているんだ、そうでなければ、その法的なものを担当する人間をこの先は単協が抱えなきゃいけないことになっていくんだというふうなお話もいただいて、私も全く同感をしたわけでありました。

そこで、大臣にお伺いをしたいのは、大臣のこれまでの答弁の中で、私が理解不足なのか、

ちよつと認識が違うのかというところが何点かありますので、できれば認識を一致させていたいただきたいと思つたところを三点お伺いいたします。

一つは、大臣は答弁で、食料が過剰基調にあるというふうにお答えになつていらっしゃるんですが、今、自給率三九％というのは過剰基調だと私には思えないんですけれども、皆さん方の目標だつて、この間の計画だつて、四五％にしますと言つていらっしゃるから、過剰基調で四五％にふやす必要もなければ、過剰基調と言つている意味がちよつとぴんときていないんですが、この点をまずお伺いしたい。

それから、階層分化が進んでいるというふうにも答弁されているんですが、階層分化が進んでいる上の方だけを担い手というふうに大臣は言つておられるのか。だとすると、いわゆる認定農業者が一三・五％しかない、その一三・五％の認定農業者と言われる人を中心とする担い手のところに階層分化が進んでいるんだから、下は全部切り捨てて、農協も全部そこに集中しろという意味で階層分化という言葉を使われているのか。

それと三つ目は、六次化ということも時々答弁で出てくるんですが、私も法案をつくった立場にありましたから、六次化の目的は本来農村対策だったんですね。今の六次化の精神の中にも、地域活性化ということも言っているわけです。これが条件になつていて、地域雇用というのが条件ですけれども、六次化で世界に売り出すんだという表現に終始しているんです。

この三点、どうも私には理解しかねるところがあるんです。できれば理解を一致させたいと思うんですが、御答弁いただきます。

○林国務大臣 ありがとうございます。

まず、過剰基調でございますが、あくまでこれは全体の、生産者と消費者といえますか、供給者と需者といふ方がいいかもしれませんが、供給者と需者といふのは国産の割合ということですから、それに加えて、輸入や備蓄でもって食料を供給していくというのが基本法等に定められたものであり

まして、トータルとして供給がなされているということだ、こういうふうには理解をしております。そういう意味で、トータルの供給と需要を比べようというところでありまして、国産の割合を示した自給率とは全く別の概念で、食料が過剰基調にあるというのは、一般的な感覚としても、食料が足りなかつた時代、私なんかは、母から、好き嫌いをしつて物を食べないよと言われて、をやつていて欠食児童になるわよと言われて、意味がわからなかつたわけですが、母の時代にはそういうことが実際にあつて、村岡委員からかつて御質問があつたのは、国会の前庭でも畑をつくつて芋をつくつていたような時代が戦後にもあつたんだと。そういう時代と比べて、今ダイ

エットがはやつたりという時代になつていつていふという意味で、一般的に申し上げていふところとございまして、自給率を何か根拠にして申し上げていふことではないということでございます。それから、階層分化という言葉を使つていふのは、まさに、制定された二十二年当時は、農地解放があつて、皆さんが小作から自作になられて均一に農地を持つておられた、こういうことであつた。その時代に私生きていたわけではございませんが、そういうふうな学んでおりますが、それが、大規模な担い手の方も出てきておられますし、小規模な兼業農家もおられる、こういう分化が進んできておりますので、したがつて、組合員ニーズが多様化してきています。

したがつて、大規模な担い手の方だけでJAをつくつてやつていく、こういうことを申し上げていふのはなく、いろいろな方が出てきて、ニーズが多様化しているの、農協の運営もこういうニーズに応じていく必要がある、こういう認識を申し上げていふわけでございます。

それから、六次産業化についてでございますが、時々時間がなくてつづめて言つていふからそういうふうにお受け取りになつていふのかもしれませんが、六次産業化により川下の付加価値を取り込んだり、また海外への輸出を視野に入れた

り、これは別のこととして申し上げておりますので、六次産業化というのは即輸出のためにやっているんだ、こういうことではなく、川下の付加価値を取り入れていく、二次産業、三次産業でやつていふ部分も生産者が取り込んでいくということ、六次産業によつて付加価値をつけていふというところや、海外への輸出をすることによつて海外の需要を取り込んでいくということ、需要サイドの政策としてはそういうことがあるということをお申し上げしておるところでございます。

○佐々木(隆)委員 私は、この農協法等を考へるときに、農民目線にもう一度やはり戻らなければならない、これは与党の質問でも同じような質問がありましたが、これも、なぜそれを申し上げるかというと、今大臣が説明されましたが、輸入を前提として、そして過剰基調だと言われたら、農協組合員は、それはちよつと納得しがたい話になつてしまふと思ふんですよ。自給をどうするかという話でみんな一生懸命頑張つておられるわけですから、そのときにトータルなんですと言われても、ちよつとそれは、農民としては納得されたという気持ちになかなかないと思ふんですよ。

それとか、今いみじくも、階層分化は大規模な担い手と小規模な兼業農家という表現をされたんですが、大規模の方にしか担い手という言葉は存在しないのか、そういうふうになつちゃうので、やはり農民目線でもう少しいろいろな表現をしていただくように、また後ほど質問させていただきます。

何点か局長にお伺いをいたします。

今回の農協法を含めて、一番特徴的なのは何かというと、農民という言葉と地域という言葉が消えたということだと思ふんです。これが今回の改正の非常に大きな特徴でもあるわけなんです。

そこで、消えたと思つていたんですが、今度の新しい法律も同じなんですが、変えていない部分がありますよね。第一章第三条「この法律において「農業者」とは、農民又は農業を営む法人をいう。」こう定義されているわけですよね。ここに唯

一農民が生きていたんです。

ということとは、地域農業ということとを、これからすると本当は入れなきゃいけないはずだったんです、目的からすると。それを外しちゃったというの、定義と少し違うんじゃないか。目的は社会的地位の向上を図るということなんですから、職能組合に特化するということを目的や定義では言っていないんですね。

そういうことからいうと、地域農業ということについて、改めて、先ほどの地方公聴会の資料もきょう添付させていただいていますが、地方公聴会の意見なども踏まえて、地域農協、地域の役割について答弁を求めます。

○奥原政府参考人 農協が地域組合かどうか、そういうことかと思いますが、今も御指摘がございましたように、農協法の第一条のところでは、「農業者の協同組織」ということが明確に書いてございます。

今ちょっと御指摘がございましたので、定義のところを見ていただきますと、第一条は「農業者の協同組織」と明確に書いてございまして、第三条では定義がございまして、第三条の第一項で、農業者とはどういうものかということが書いてありまして、それは「農民又は農業を営む法人」、こういうふうになっておりまして、農民プラス法人というのが農業者の定義です。

この農民というのは何か、というのが次の第三条第二項にありまして、「この法律において『農民』とは」というのは「自ら農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。」ということで、個人、法人を問わず、農業を営んでいる方々がこの農業者に該当する、農業を営んでいる方々の協同組織、これが農協だというのが第一条に書いてある、こういうことでございまして。

農業者の協同組織でございまして、農協の意思決定につきましても、農業者でない准組合員は議決権は有しないというのが現在の法制度でございまして。農業者である正組合員だけによって農協の運営は行われているということでございます。

高齢化、過疎化が進む農村社会の中で、農協が、實際上、地域のインフラとしての機能を果たしていることは事実でございまして、これも適切にやっていただきたいと思っておりますけれども、農協が地域経済の主体として位置づけられる地域住民のための協同組合ということが法律上書かれていないというふうな理解をしております。

○佐々木(隆)委員 だから、そこまで理解を矮小化する必要はどこにもないということなんです。だって、当時の解説本があるんですが、みずから農業を営む個人とはということについて詳しく書いてあります。そしてそれは、個人ですから、経営者のことだけを言っているわけじゃないんですね、農村に住んでいる農業者全てのことを言っているわけです。それを総じて農民と称するわけですよ。

それを、職能組合だ、そして農業経営者に限るんだみたいな話にわざわざ矮小化して、今回の農協法を、目的や定義と違う条項をわざわざつくっていく必要はないということを改めて申し上げておきます。

それから、局長、多分、地方農政局か、初任者研修で地方を回られたこともあるんだと思うんですが、そのときに、やはり農協の地域の中における存在というものを多分感じてこられているのではないかと思うんですが、その点についてお伺いします。

○奥原政府参考人 私も、農林省に三十六年も勤めておりますので、現場のこといろいろ見たり聞いたりも、それから、農村研修で一カ月農家に寝泊まりもしております。

そういう経験からいまして、農協が地域社会の中で非常に重要な役割を果たしていることは十分認識しております。農業の振興につきましても、これまでいろいろな努力をしていただいて発展してきたことも事実でございまして、そこをさらに、農協の組織力あるいは資金力、こういうもの

のを使って農業の発展に結びつけるためにはどうするかというふうに考えているのが今回の農協改革だというふうな考えております。

○佐々木(隆)委員 今の答弁からすると、そのときの研修成果が余り生かされていないような気がするわけでありまして。

局長はドイツにも行っておられますよね。まさにエリート中のエリートの道を歩まれているんだと思うんですが、何年ごろ行かれたのかよくわかりませんが、恐らく、ドイツの農業が大きく変わるころではなかったかと思うんですね、年齢的に言うと。

一九六八年に、ヘルヘル・プランという、農業政策に地域政策と雇用政策を加えるんだというプランが出ました。一九七二年に、エルトマン・プランといって、個別経営というものを社会の補完的な位置づけをするという計画が出ました。そして一九七〇年に、バイエルンへの道ということ

で、いわゆる誰にでも機会を、そして農業を万人のものに、これが今の農協の、一人は万人、万人は一人のためにという言葉につながっているんですが、この時期に多分局長はドイツに行かれていたんだと思うんですが、ドイツの農政から何を学ばれたんでしょうか。

○奥原政府参考人 ちょっと私の個人的な今までの経歴のことになりますけれども、私がドイツに行っておりますのは、一九八九年から一九九二年までの三年間でございまして。この時期は、八九年の十一月にベルリンの壁が崩れて、翌年の十月三日にドイツが統一をする、こういう時期でございまして。

したがって、私の最大の関心事は、WTOの交渉もございましたけれども、両ドイツの統一によって農業がどういうふうに変わっていくのか、あるいは、西ドイツと東ドイツの農業はどういうふうに通うのか、そういうところが一番関心事項でございまして、そういうことを見ながら三年間を過ごしてきた、こういうことでございます。

○佐々木(隆)委員 ただの経過を聞かされても困

るんですが、要するに、八九年、その時期、私もちょうどドイツの農業に関心を持って何度か研修に行かせていただいておりましたが、いわゆる今のデカップリングをどう安定化させるかという時期だったと思うんですね、八九年ごろというのは。

ですから、当然、農協法自体もドイツに学んでいるわけでありまして、昔の農業基本法もドイツに学んでいるわけでありまして、そういう意味からすると、せっかく地域の農協とか自然環境を守るというドイツを見ていながら、関心事が少しほかのところに行っていたんだとすれば非常に残念だということに思うわけですが、時間がありませんので、次に行かせていただきます。

次は、何度かここでもテーマになっている営利目的についてであります。

農協は営利を目的にしてはならないというのが誤解を生んでいるとよく答弁されるんですが、そんなことを誤解している農協人は誰もいないと思います。みんな知っていますよ、そんなことは。

要するに、あれが言っているのは、もうけたら、それは組合員にお返しする。それは、出資配当と利用高配当、いわゆる平等の原則と公平の原則に基づいて組合員に戻すというのは、これは農協だけではなくて協同組合の原則ですから。

もうけて新たな次の出資のために使いなさいというのを答弁でされるんですが、違うんですね。農協の場合は半分以上を戻します。そして、新たに投資をしたいときは、新たに投資をしてくださいというのを組合員に募るんですね。こういうやり方ですとやってきているんですね。これを、非営利が、けしからぬという言い方に、これもかなり歪曲していると思うんです。

ついでに申し上げさせていただきますが、理事にプロをというんですが、大変これは農業人を評価していない。ちょっと言葉に気をつけなきゃいけないので、そういう表現をさせていただきますが、この間の地方公聴会で、みずから経営をしつかりやっておられる皆さん方も農業人ですよ。立

派にやつておられる農協だつて、みんな農業人が農協理事で、あるいは新たに職員で引つ張つてくる場合もありますが、みんな立派にやつていますよ。

プロを外に求めるなどということをやわざとこに書き込む必要というのは、これは農家に對して大変失礼な表現だというふうには私は思ふんです。それを含めて、営利目的について局長にお伺いします。

○奥原政府参考人 まず、営利目的の關係でございしますが、現行の第八条のところで、営利を目的としてその事業を行つてはならないという規定がございします。この趣旨は、何度も御説明しておりますように、株式会社のように出資配当を目的として事業を行つてはならない、これを意味しております。

この出資配当を目的として事業を行つてはならないという趣旨につきましては、この条項、八条のところでございまして、出資配当に上限がきちんと設けられております。法律でいいますと五十二條の第二項ということで、ある意味、二カ所に書いてあるということでございます。

ほかの協同組合法制を見てみますと、この両方を書いてあるものもありますし、協同組合によつては、営利を目的として事業を行つてはならないとは書いていなくて、出資配当の上限規制だけを書いてあるというものもございします。全ての協同組合法制で出資配当の上限規制は必ず置かれてゐる、こういうことでございします。

その状況を前提にした上で、現在の、営利を目的として事業を行つてはならないという規定は、やはり、そもそもうけを出してはいけないというふうな誤解されている向きはあるというふうな我々は思つておりますので、今回の改正では、この規定を削除して、そのかわりに、農産物の有利販売に積極的に取り組んでいただくということを促す意味におきまして、組合は、事業の実施に当たり、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければいけないという七条の二項と、それから、組合

は、農畜産物の販売等において、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、その収益で、事業の成長発展を図るための投資または事業利用分量配当に充てるよう努めなければならない、これは七条の三項でございしますが、これを追加しております。

今先生から御指摘がございましたのは、収益性、使い方の面におきまして、将来に向けての投資の部分はこの利益を使うのではなくて新たに投資を募つてやるのではないかとのお話だったかと思ひます。

協同組合原則は政府がつくつてゐるものではないので我々に有権解釈権があるわけではございませんが、その第三原則、組合財政への参加というところを見ますと、組合を一層発展させるための準備金の積み立てとしてこれも位置づけられておりますので、中上がつた利益を将来に向けての投資に充てるということとは当然であるというふうな思つておりますし、経済事業体として組織を運営する上で、やはり常に将来に向けて経営が進展できるように、いろいろな施設整備をしたり、投資をするということは当然必要でございします。

そのたびごとに組合員からの出資を求めていけば経営は発展できなくなると思ひますので、この利益でもつて将来に向けての投資に充てる、そのための準備金を積んでおく、これは当然のことだというふうな考へてゐるところでございします。

それからもう一点、理事の要件についての御指摘がございました。

理事の過半を認定農業者または販売や経営のプロにするという規定を今回法律案の中に入れてゐるわけでございしますけれども、現在の農協の關係者の方々を排除するとか、外から誰かを役員として選任しなければいけない、こういうことを書いてゐるつもりでは決してございしません。役員を選ぶときには、農家のニーズをきちんと踏まえていただくということと、それを踏まえてつくつた販売方針をきちんと実行できる、その能力があるか

ないかということとをきちんと見きわめながら役員を選任をしていただきたい、こういう趣旨の規定でございします。

○佐々木(隆)委員 今わざわざICAの第三原則を紹介していただきましたが、そのことをおっしゃられるのであれば、この間懸念を表明されました第四原則、第二原則、第七原則についてみずからしっかりと国際的に応へられる、そういう体制をとつてからでないと、ICAについて触れられても説得力は乏しいのではないかとこのうに思ひます。

今、その原則からいふと、協同組合ですから組合員が決めるんですよ、それを理事が代表して決めていくというシステムであつて、会社のように金をもうけて次に投資をするというためには一回組合員まで戻さなきゃいけないから再出資をしましよというふうなシステムがなつてゐるわけであつて、そこに会社の理論を持ち込むというのは、協同組合そのものを否定することになつちゃうので、それは違ふというふうには私は言わざるを得ません。

時間がありませんで次をお伺いをしますが、農業委員についてであります。農業委員について、何か農地のことに極めて矮小化されてゐるというふうな思ふんです。

きょう資料をつけましたが、一番左のところに賃貸と書いてありますが、これは貸借の間違ひです。

農業委員会、そして円滑化団体、中間管理機構、今三つあるわけですね。それに今度は推進委員をつくる。この中間管理機構は昔の合理化法人ですよ、少し中身は変わりましたが。農地に關して今既にこれだけあるんですよ。さらにまた推進委員をつくる。

こういう話で、このことについても大変問題なんです、農業委員会の役割、これはここにのらるる皆さん方は御案内だと思ふんですが、市町村議会に、農業委員長さん、必ず出るところと時折出るところとありますが、議事に理事者側とし

て出席するわけですね、教育長と一緒に。だから、農地のためだけにあそこの議会に行つてゐるわけじゃないんですよ。農業全般を見回せる唯一の農業団体として農業委員会というものが存在をしてゐるから、議会に出席をしてゐるわけですね。それを、殊さら農地に矮小化していくというふうなことも大変疑問なんです。

もう一つは、きょう皆さん方に配付をさせていただきましたが、農地について言えば、農地を出す方は、中間管理機構にいきなり申し込むわけじゃありませんよ。円滑化団体には、市町村にありますが、直接的な場合はありますけれども、基本的に、誰のところへ行くかというところ、農業委員さんのところへ行くわけですよ。そこにわざわざ推進委員をつくらなきゃいけない必然性と蓋然性がまさに感じられないんですよ。

この推進委員というものはまさに屋上屋ではないかというふうには私は思ひますので、このことについてお伺いをいたします。

時間がなくなりましたが、農地というのは農業の生産手段だけじゃないはずですよ。まさに国土であり、地方にとつては地方の財産です。同時に、他の産業と決定的に違ふのは、企業として大きくならうとしたつて、農地をあちこちに移動できないわけですよ、農地というのは動かないわけですから。だから、ほかの産業と違ふ特別な制度があれば農業という業も守れないし、農村というふるさと守れないから、今までいろいろな制度があつたわけですよ。それを無理やり会社と同じような仕組みをここに持ち込むというのは、どだいなじまない話を持ち込んでゐるということについても含めて、局長の答弁をいただきます。

○奥原政府参考人 まず、農地利用最適化推進委員のお話でございしますけれども、現在の農業委員会の機能は大きく二つに分けられるところと、この方集まつていただいて多数決で決めるということになるわけですが、この決定行為と、それぞれの委員の方々の各地域での活動、耕作放棄

地の発生防止ですとか、担い手への集積ですとか、こういった現場の活動の大きく二つに分けられるというふうに考えております。

今回の改正では、この二つの機能がよりよく果たされるようにすることと考えております。農業委員とは別に、農地利用最適化推進委員を置くことにしているわけでございます。

改正後は、農業委員の方は、合議体としての意思決定をやっていただきますし、推進委員の方は、これは自分の担当区域が決まりますので、その担当区域において、担い手への農地の集積、集約化、それから耕作放棄地の発生防止、解消、こういった農地利用の最適化の推進に関する活動に携わっていただく、こういうことでございます。

今先生から御指摘がございましたのは、この推進委員を新設しないでも、農業委員会一本で、あるいは農業委員の数をふやすことによって対応できるのではないかと御指摘かと思っておりますけれども、この農業委員、合議体でもって決定するという場合に、この数をどんどんふやしてまいりますと、総会を機動的に開くことが非常に難しくなるという問題がございます。これまでも農業委員会の開催の頻度が低いという指摘は随分されてきておりまして、こういったところの指導もしてきたような経緯も一つございます。

それと、特に力を入れていただきたいのは現場での活動の部分でございますが、農業委員の数をふやしてやるという場合にも、その場合は、農業委員の方が合議体としての会議に参加する行為と、それから現場での活動を両方やっていただくこととなりますので、本当に現場での活動がどこまでふえるか、これもわからないといった問題がございます。

そういう意味で、この二つの機能を分けて、それぞれが適切にできるようにする観点でこの農地利用最適化推進委員を設けるというのが今回の発想でございます。

それから、農地は農業だけではないという御指摘がございました。

農地については、いろいろな要素はあると思いますけれども、農地をきちんと耕作して食料が今後とも安定的に生産できる、そういうものとして維持をしていくということが極めて重要でございます。そういう観点でいろいろな法制度もできていくわけでございますけれども、今回、農業委員会について会社と同じ仕組みを入れようというふうに考えているわけではございませんので、あくまでも、農業委員会がより機能して、現場におきます農地利用の最適化が推進される、そのためにはどう工夫をしたらいいかということで今回の改革案はつくってあるということでございます。

○佐々木(隆)委員 時間が参りましたので終わりますが、今の答弁も農地についてしか答えていないですね。農業委員会というのは農地のこと以外に全般をやらなきゃいけないというものともの仕事があるということについて全く答えられておりません。

農民の目線に立ったときに、農業委員さんのところへ相談に行くんですよ。推進委員をつくったから今度は推進委員のところに行けというような話をされても、農業委員会が今度は選ぶんですから、それは農業委員さんの方へまず行く気になると思うんですよ、農家の皆さん方は。

だから、そういう農民の目線でもう少し考え直す必要があるのではないかとこのことを申し上げて、終わります。

○江藤委員長 次に、村岡敏英君。

○村岡委員 維新の党、村岡敏英でございます。

農業協同組合法の一部を改正する法案も、最終盤ではないですけれども、審議は進んできた、こう思っております。

その中で、同じ質問を何回も繰り返しているのではありませんけれども、ここが大事なんです。というのは、農協や農業者の方々でこの厚い本を全部読んでいる人というのはほとんどいないんです。ですからこそ、何回も同じことを質問することに大臣もぜひお答え願いたい、こう思っております。

す。ユーチューブやいろいろな議事録なんかでも見逃す方もいらっしゃるんですけど、そういう意味では、この大改革に対してしっかりと答えをしていただきたい、こう思っております。

そして、地方公聴会がありましたけれども、賛同者の意見はほぼ、反対みたいな形の部分が出ていましたけれども、私は逆に、素直にとると、与党の方でこの改革を進める人もいました、しかし、我々が審議している中でいろいろな反対意見があるということで、地方公聴会では、与党の方が反対意見も聞こうということで反対の人をそろえたんじゃないかと、素直にとっております。

しかしながら、うがって見る人がいまして、もともとは反対だから、これだけ頑張っているんだということをするために反対の人を出した、こう言う人もいます。

それは別にいたしまして、実際に、大臣が、農協や農業者や、そしてまた農業会議や、相当反対者がいるという認識はあるかどうか、お答え願いたい。

○林国務大臣 参考人は委員会でお決めたになったということでございますので、我々はその結果をお聞きしたということでございます。

この議論をまとめるに当たっては、さかのぼれば、同じ答弁になって恐縮ですが、何回もやれというところでございますので、一昨年の十二月にこのプランをまとめて、需要の方もしっかりとやっていくということなどを含めたプランをまとめてさせていただいて、それに対応して、経済主体の改革というところで昨年六月に、農協それから生産法人、農業委員会の骨格を取りまとめまして、それ

に対応して、十一月にJAの自己改革、そして一月、二月に最終的な、残った部分の取りまとめというところでございます。

いろいろな議論が党内でもございまして、本当に、談話風発といえますか、かんかんがくがくの議論をしたわけでございます。

このスタート時点、昨年の六月にこれをまとめるときにも、いろいろな議論があつてそれを一つ

にまとめたということですし、その後出てきたJAの自己改革案についても、いろいろな議論があつてお取りまとめになったものと考えておりますが、やはり一番議論が強かったのは、最後まで残った、この一月にやったときの議論でございます。そして、私も当時は党の調査会長という立場ですとこの会議をやっておりましたけれども、非常にいい議論ができたのではないかと、こういうふうに思っております。

いろいろな議論を経て、JAの皆さんや農業委員会の全国組織の皆さんとも何度も調整をして、いろいろなやりとりをして、疑問点にもお答えする中で、最終的には、これでやっていくということと、JAさんにおかれては、グルーブの正式な決定機関のようなところで御了承いただいて、万歳会長が安倍総理のところへいらつしゃつて、これを一緒に進めていくということをおっしゃっていただいた、こういう経緯でございますので、政府・与党の案を取りまとめた後は、関係者でこれを一致して進めていく、こういうふうになつていくというふうに考えております。

○村岡委員 この改革ですけれども、これまでにも大きな改革は、国鉄の改革や、また道路公団の民営化、郵政の民営化、それぞれ、相当激しい議論もし、最後まで抵抗し、それはもう強行の採決をしたり、そしてまた郵政民営化では、自民党はそこに刺客を立てて戦うという中で改革を進めてきました。

今、万歳会長が、それをしっかりと受けとめて、安倍総理に会つて、一緒に進めていきましよう、こう言ったということですから、決ま受けたという感覚がどうしても農業関係者全般にあるんです。

答えは非常にきれいなんです、認めて一緒にやっという、それがそうならないというところには農業者にいろいろな、本当は嫌だけれども仕方がない、もう受け入れよう、こういう状況であるということが伝わっているのをやはり払拭す

る努力をしなきゃいけない。この改革を進めていくとすれば、そこが大きな問題点となつていゝと思います。それは大臣、どう思いますでしょうか。

○林国務大臣 地方公聴会でもいろいろな御意見が出たということですから、まだ全体の、地域農協の皆さんそれぞれに、また農業者それぞれの皆さんに全部浸透して、皆さん、これで理解してやつていこう、こういうことではないというのが地方公聴会で示されていた、こういうことであらうというふうに思いますので、しっかりとこの審議を通じて御説明をしていくということですし、また、法律を通していただいた暁には、しっかりと現場に対する説明というのを、今度は、通つていろいろなものの検討が進めばさらに具体的にやつていける、こういうふうに思つておりますので、そこはしっかりとやつていきたいと思つております。

○村岡委員 我々は、改革を進めていこうということ、むしろ与党よりも先に、やはり農協も競争の意識を持たなきゃいけないということ、今回の法案に出ています、第二、第三の農協も、認可の部分も非常に規制緩和したということ、そこは評価いたしております。

しかしながら、今、大臣初め農林省は、この改革がもうこれしかないんだと思つていらつしやると思ひますけれども、なかなか、やはりまだまだ、与党の議員も、そしてこの改革を進めようとしてゐる国会議員自体もよくわかつていないという状況がありますので、そういう意味では、しっかりとした審議はしていかなきゃいけない、こういうふうに思つております。

姿勢を今お聞きしましたので、法案の中身で、私も農業関係者からいろいろ意見を聞くと、もう一度、基本的な改革のところで聞いてほしいということがありますので、ちょっと細かい部分ですけれどもお答え願ひたい、こう思つております。この前、農業会議の集まりがありまして、それぞれ聞かれたことがありました。私も答えまし

た。

その中で、何回答えてもなかなかわかりにくいということですが、農業委員の選出方法、定数のあり方ということで、適切な人物が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更し、その際、事前に地域からの推薦、公募等を行えるようにするとの方向性が示された、農業委員会系統組織においては、公選制から選任制への移行にする、これを踏まえ、この法律案には、農業委員の地域からの推薦により代表を確保する仕組みが盛り込まれている。

ここまでは書いてあることの説明なんです、その農業会議の方々から何回も聞かれています、公選制がだめで、そして公選制をなくすことによつて何がいいのか。私が答えているのは、今まで責任者がはつきりしていなかった、やはり地域の農業、地域の農村に関して首長にしっかりと責任を持つてもらふ、そういう意味では、責任者ができたということの中で説明をしておりますけれども、委員はそれぞれいます、しかし、最終的な責任者をしっかりとすることは大切だと答えておりますが、大臣はどのように思つていますでしょうか。

○林国務大臣 選任制ということになりますと、先ほど来いろいろ議論がありますように、いろいろな公募を受けるとか推薦してもらつとか、そしてそれを整理、公表するとか、いろいろな手続を経て、恣意的にはならないようにするわけでございますが、最終的には選任するのは首長さんということでございます。

首長さんは選挙によつてその地域から選ばれてゐるということですから、最終的にはこの方がきちつと、どういう方を農業委員にしたということの説明責任と、それから、この説明責任を果たしていなければ、最終的には政治責任ということにつながっていくという意味では、委員がおつしやるとおりだ、こういうふうに思つております。

○村岡委員 反対の人もいますけれども、

我々、都構想の中で教育長とか何かだめな人もいゝんじゃないかと。それは民主主義ですから、あります。それは、市長だつて首長だつて次の選挙で落とされる。リコールだつてあるわけで、やはり私は、責任を持った市長、首長がその地域に対してしっかりと農業のことを考えていくということは大切だと思ひますので、その部分はこれから農業会議やまた地域の人たちに説明していきたい、こう思つております。

ただ、一つちよつと、これは本当に心配だと思つてゐるのが農業委員の定数なんです。

この定数に関しては、十分な定数を確保する必要があるという認識があると思うんですが、他方で、農業委員の定数の基準は政令で定められるとなつていますけれども、法律上、では定数は、どのぐらいの面積であつたり、また農業所得であつたり、どういう基準でこの定数を決めていくのか、まだ示されていない。そこが非常に不安に思つております。そこはどうお考えでしょうか。

○奥原政府参考人 定数につきましては、農業委員会については、農業委員本体についてはこれまで政令でもつてその基準を決めているわけでございます。

ですから、その政令を今回改正することにはなつてお思ひますけれども、従来と基本的には同じ考え方、その地域の農業者の方がどのくらいいらつしやるか、あるいは農地面積がどのくらいであるか、それとやはり農地利用の最適化を進める上になんていうやり方をするかということも考慮して、一定の考え方政令の基準はもう一回つていくということになるかと思ひます。

○村岡委員 もう一回つていくというその中身がわからないから不安になつてゐるわけで、法律を変えるときには、しっかりとした基準的なものを示さなければやはり不安だということをしつかり認識していただければと思ひます。

そして、何回も聞かれていますけれども、農業委員と農地利用最適化推進委員、大体名前が長過

ぎてよくわからないですね。その部分の中で、分担がやはりわからない。何回この委員会で行われても、私も何かよくわからない。明確にわかるように御説明していただければ、こう思うんです。

○小泉副大臣 御指摘の部分でございますけれども、現在の農業委員の機能は、委員会としての決定行為、委員の各地域での活動の二つに分けられることを踏まえまして、それぞれの確に機能するようにすることが必要でございます。

このため、今般の法改正で、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を新設することとしたわけでございます、改正後でございますけれども、農業委員は合議体としての意思決定を行うこととしておりまして、具体的には、農業委員会の総会または部会の会議に出席して議決権を行使し、農地の権利移動や農地転用の許可に当たつて具申すべき意見等を審議することとなるわけであります。

これに對しまして、推進委員は、みずからの担当区域において、担い手への農地利用の集積、集約化や耕作放棄地の発生防止及び解消等の農地等の利用の最適化の推進に関する活動に携わることとなるわけであります。

また、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に成果を上げるためには、農業委員と推進委員の連携を確保することは必須でございます。

このため、今回の改正では、推進委員は農業委員会が作成する農地等の利用の最適化に関する指針に従つて活動を行うこと、これは改正後の農業委員会法の第七条第一項、第十七条第三項にございます。農業委員会は、農地等の利用の最適化に関する指針を定めて、または変更、修正をしようとするときは推進委員の意見を聞かなければならないこと、これは改正後の農業委員会法の第七条第二項でございます。農業委員会の総会または部会が推進委員に對していつでも報告を求めることができ、推進委員も、担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会または

部会の会議に出席して意見を述べる事ができる、これも改正後の農業委員会法第二十九条、こととしておりまして、これらの規定により、農業委員と推進委員の連携は十分確保されるものと考えております。

このように、新しい制度のもとでは、農業委員と農地利用最適化推進委員とは、適切な役割分担のもと、密接に連携して業務を行うことにより、農業委員会が今まで以上に、その使命である農地利用の最適化の推進をよりよく果たしていくことができると考えております。

○村岡委員 大変長々と説明していただきましたけれども、これは、わかる人はいないですよ。これでわかれという方がおかしいんですよ。農業委員の人たちも、結局自分たちで選ぶわけですから、農業会議の今現在の人たちがそのままなるかどうかは別にして、全くこの説明がわからないんです。そこに不安を感じているんですよ。

だから、その方向性で目指すとすれば、この説明不足は本当に考えておかねばいけない、こう思っています。

どうでしょうか。これはわかりますか。大臣はわかるでしょうけれども、皆さんがわかると思いますか。

○林国務大臣 お相手がどういう方かによっても、詳しい方もおられるし、また、そうでない方もおられますから、我々は今、法案の審議でございますので、条文に沿って御説明申し上げたというところでございますけれども、説明をする場合には、わかりやすいパンフレットをつくるなりいろいろなことはしなければならぬと思います。

実は、これをつくるに、全国農業会議所の皆さんとはいろいろな角度から検討してこの案をつくり上げたということもありますので、まさに、これは新しくネットワーク機構ということになるわけですが、その皆さんとも協力して、まずは農業委員の皆さん、そして新しく推進委員になつていただく皆さん、また農業者の皆さん、こういう方にはしっかりと中心的な説明をしていく

必要がある、こういうふうに思っております。

まさに、委員は意思決定を行う、そして推進委員は、担当区域を決めて、集積、集約化という仕事を、こういう役割分担をしていこう、こういうことでございます。

○村岡委員 何となく、大臣が説明すると、少しそうかなと思う部分もあるんですけども、実はみんなわからないんですね。

私も農業委員も、これは先ほど言ったように、首長が最終的な責任を持つということの中ではいいんですけども、しかしながら、このわかりにくさがまた不安を呼んでいることは確かなんです。

法律を読んだからいいといっても、この農水委員会は、我々は国民の代表として来て議論しているわけですから、しっかりとわかりやすいように説明するべきだと思えます。勉強会で農林省が法律用語を読むだけならいいんですけども、いろいろなネットや議事録を見て、実際どうなんだろ、ということを考えている人たちがいるので、そこはしっかりとわかりやすいように具体的に、やはり法律を変えろということ、不安をなくしてスタートしなければ、改革は失敗に終わってしまう。

みんなやりたくないと思いがちであれば、いいよ、もう、どうせまた政権が変わったら違う農業政策が出てくるんだろ、こういうふうになっちゃいけない。これは大変重要な改革だ、こう思っていますので、そこは、大臣、何回も同じことを説明するというのは、どれだけわかりやすくするか、それをぜひ心がけてほしいと思っています。

農林省も、米の体質強化の二百億のとき、第一次、第二次、第三次と募集しましたけれども、だんだんわかりやすくなってきました。第一次は全くわからない。何だろ、これは、二百億を使うなどと言っているのか、そういう状況だったんです。法案審議が終わらなければそんなものはいくら

ないことはわかっていますよ。それはそうなんですけれども、この改革を進めていく上で、これだけ不安に思っている人がいるということ、前提にしてしっかりとつづけていただけるかどうか、ちょっと農林省側で答えてください。

○奥原政府参考人 今の御指摘を踏まえまして、法律が成立をした時点には、本当に農家にわかりやすくPRできるように、きちんとした資料をつくって周知徹底を図りたいと思っております。(発言する者あり)

○村岡委員 今、意見がありましたけれども、答弁ももちろん明確にしてほしいということなんです、次の質問に移ります。

アンケートで、農林水産省が実施した農業委員会のあり方に関するアンケート調査においては、農業委員は認定農業者に限定されるべきとの声に対する考え方について、農業委員会、市町村、JA、農業者、一般法人等の調査対象全てのカテゴリにおいて、認定農業者以外の農業者の意見が反映されるべきで、限定はかけるべきじゃないという回答が多かった。

私は、認定農業者は必要だとは思いますが、これは限定するとしただけじゃないですけども、認定農業者を重要視するといったことも、これも聞くと、なかなかわかっていないというんですけれども、これはどういう経緯でこのようになったのか、御説明願えればと思います。

○奥原政府参考人 今のアンケート調査、どこの調査からよつとよくわかりませんので、もう一回教えていただければと思います。

○村岡委員 農業委員会のあり方に関するアンケート調査ということで、農林省がしたんじゃないでしょうか。違いますかね。民間団体かな。

○奥原政府参考人 手元にその調査結果を今持っておりませんので、ちょっと確認してからお答えさせていただきますと思います。

○村岡委員 では、その次の質問に先に行きます。認定農業者については平成二十一年度をピーク

に減少傾向となっており、これから担い手をふやしていくということですが、自己の農業経営に加え、農業委員会の業務による負担増。難色を示す人が本場に結構多いんですね、現実には、その人たちに對して、一緒に農業を成長させていくために参加を、そしてまた一緒にやろうという努力をしなければ、認定農業者はやはり自分で販売網を持って、その農地だけじゃなくて、東京や全国に回って歩いて仕事をしている。この人たちに、一緒にやっていたらこう、この改革に参加していたらこう、そして農村社会の中で経営感覚をみんな共有しよう、こう思っていただけのような努力は何か考えておりますか。

○奥原政府参考人 その点は大変重要なポイントだということに思っております。今回の制度改革の中では、農協の役員の方もそうですし、それから農業委員会につきましても、認定農業者の方というのを書いてございます。こういう地域の担い手の方々が、自分の農業経営も当然あるかと思えますけれども、やはり地域全体の農業の発展の観点でいろいろやっていただくことが非常に重要だというふうに思っておりますから、そこは、今回の趣旨をきちんと説明もさせていただいて、これまでやっておりますが、さらに徹底をして、こういうことに協力をして地域全体の発展につながるようにしていただきたいと思います。

○村岡委員 大臣、同じ質問になりますけれども、ここは実は重要なんです。現場では認定農業者の、大きな法人をやっている、我々も自分の仕事で精いっぱい、忙しい、なかなかそういう形で協力するのは自分には実際には難しいんじゃないか、こう思っている人たちが、農業者というのをその人たちは言いますけれども、農業者全体の発展には尽くしていきたいという思いもあるんです。

そのときに、ただ法律でこの改革が成っても、

実際に、私はその方向性は正しいと思つてゐるんですが、参加していただけるかどうか、まだ不安なところがある。

いや、三年の猶予があるからその間に参加すればいいんだ、それは違います。スタートから参加するような人、トップランナーみたいな人が出てこなければ、いいモデルケースが出てこなければその後もこれは続かないと思ひますけれども、大臣、どう思われますか。

○林国務大臣 まさに大事なところでございまして、そういう方に強制的に農協の役員になつていただいたりとか農業委員になつていただくということはできないわけでございますが、まさに今委員が御指摘になつたように、そういう人たちは、やはり志を共有していただける方はいらつしやるのではないかと、こういうふうに通じております。

したがつて、自分にとってマイナスになるような状況で農協なり農業委員会に入つていくということじゃなくて、それは回り回つて自分も含めたコミュニティのためになるんだ、こういう方向性をきちつと出していくということが、それなら一緒になつてやつていくこと。

だんだん離れていくのではなくて、いろいろな方々が一緒になつてやつていく、そういう方々の声もきちつと反映されるようなものにしていくんだ、このことをしつかりやつていくことによつて、そういう方々がしつかりとそういうことを一緒になつてやつていけるような方向に改革を進めていく、これが大事なことでないかというふうに通じております。

○村岡委員 大臣、いらつしやるんじゃないかというんじゃない、いるんですよ。いるんですけれども、この改革の趣旨や農業全体のこと、これが改革によつて成長していくんだ、その認識がまだ伝わっていないんです。だから、自分の仕事の方が大切だし、それでやつていった方が自分の経営としていい。

ところが、しつかりと農業界全体が発展しなければ、本当は、農業は成長しないんです。思つて

いるんですよ。ただ、この説明がまだ不足してゐて、そこに、よし、俺が乗り込んで、農業界全体の発展に尽くそう、こう思えていないという状況なんです。

いるということは、もう多くいますよ。秋田の我々の地域だつています。しかし、これに参加してやつていくという意欲まではまだいっていない。そのところが問題だという認識を持つていただきたいんですが、どうでしょうか。

○林国務大臣 まさにそういう問題意識に立つて、役員には担い手の意見が反映されるようにしていこうということ、また、農業委員にもそういう方を選任していただく、こういう方向でやつていこうということでございます。

私自身もいろいろの方とお話ししていると、そういう方はいらつしやるわけでございますから、そういう方がしつかりと一歩踏み出していただくように、また、今でも、そういう方が農協に入つて役員になつていただいたりとか農業委員をやつていらつしやる例もないわけではない、こういうふうに通じていますので、そういう例にたくさんの方が続いていただけるような改革を進めていく、また、その説明をしつかりしていく、こういうことに努力を傾けていきたいと思つております。

○村岡委員 わかりましたか。では、お願いします。

○奥原政府参考人 先ほど先生から御指摘いただきましたのは、二十四年の一月から二月にかけまして行いましたアンケート調査でございます。

農業委員会に關しましていろいろな調査をしておりまして、いろいろな階層の方に聞いておりますので、例えば、現在の農業委員会の活動を農家の方々は三割ぐらいの方しか評価をされていなくて、いろいろなことが入つておりますが、その一つの項目として、農業委員会の委員を認定農業者に限定するかどうかというところを聞いていたのがございまして、この当時、農業委員につ

いては全て認定農業者にすべきではないか、こういうような御意見もありましたので、これについて関係者がどういふふうにお考えかということについてみたものでございます。

その結果は、いろいろな方々の答え、共通にそうですね、全ての方を認定農業者にしてしまふ、限定してしまうということではやはり問題があるのではないかと、このアンケート調査も踏まえた今回の法案になつていふふうに通じております。

今回の法案の中では、全ての人を認定農業者にするというわけではございませんので、過半をとることで書いてございまして、例外の規定も設けることにしておりますので、このアンケート調査も踏まえた今回の法案になつていふふうに通じております。

○村岡委員 ぜひ、そういう認識、調べるということ、そういう認識でそうしたんだということは答えていただくようにお願いしたいと思ひます。

そこで、これも基本的なこと、言葉を聞けば実はわかるんですが、ちゃんと説明していただきたいと思ひます。

年齢構成や男性や女性を考えて入れるということとあります。これはどういう目的でしょうか。

○奥原政府参考人 この点につきましては、現場から、若い方あるいは女性の方々がもつと農業委員になりたいという声もありまして、なるべきであるという声も聞いております。

現在の公選制のもとで、実際に、なかなか女性の方、若い方が入りづらいという状況もございまして。実際、多くの女性の方々は、選挙の方ではなくて市議会の方の選任委員として入つていけるケースがほとんどでございまして、なかなか公選制のもとで女性が多くなると候補として委員になるといふことが難しいというのが現状でございまして。

そこで、今回は、選任制に変えておりますだけではなくて、選任をするときに、若い方あるいは女性の方々も相当数入つていただくという意味におきまして、著しく偏りがないようにするという規定を法律の中に入れていふことでござい

ます。

○村岡委員 大臣、年齢の幅広い人が入つていただくというのはもちろんわかりますよ。通常、答えることはわかるんですけれども、それによつて何を狙つていますか。

○林国務大臣 やはり多様な意見を反映する、政府・与党の取りまとめでも、女性、青年農業委員を積極的に登用する、こういう文言があつたわけでございます。

長年経験された方の御意見と、それから若い方で今からリスクをどんどんとつていこうとか、いろいろな考え方がいろいろな面から反映されるということとは大事です。

それから、直接農業委員の仕事というわけではないかもしれませんが、六次産業化をやるのに、女性が入つて中心的にやつていらつしやる六次産業というのが非常に収益が高くなつていまして、これは政策金融公庫のデータだつたと思ひますが、そういうこともあるわけでございまして。

多分、それは、どういふものをお献立にしてどういふものをそれに基づいてお買い上げになるかということに、きちつと需要をよく踏まえてやれるということが強みではないか、こういうふうにも私なんかは思つておりますが、そういう女性の視点というのもしつかりといふいろいろな場面で見かしていく。そこに限つたことでありませんが、多様な視点が反映されていふいろいろなことが決まつていくということが大事なことでないか、こういうふうに通じております。

○村岡委員 そのとおりなんです。多様な意見をやるためには、若い人たち、女性の方々に入つていただく。

ところが、先ほど言ひました、農業委員会、推進委員、何だかわからない。若い人や女性の人がわからないものには入つてこない。農業委員会といふのは今後こういうことをやつていく、推進委員はこういうことをやつていく、地域の農業にとつては非常に大切なものである、そういうことの説明があつてこそ、若い人たちが女性の方々も

制度を決めたから若い人たちが来るんじゃないか、そんなことを言えば、市町村議会なんというのは若い人なんかは余り出ないんです。それと同じような結果にならないようにするためには、これはしつかり、地域の農村ですから、自分の身近なことということで選挙よりも逆にいるかもしれないんですが、やはりしつかりとした説明をしていくということが大切だ、こう思っております。

そして、この農業委員に關して、今も三万円から五万円ぐらいなんです。水準の引き上げを檢討する、また事務費補助の見直しを行うとの方向性が示されていますけれども、これはそういう方向でよろしいんでしょうか。

○奥原政府参考人　こは予算の問題になりますのでこれからのテーマということになりますけれども、今回の法改正がきちんと機能して、現場における農地の最適化が進むように、適正な予算をきちんと確保するように全力を挙げたいと思っております。

○村岡委員　そして、不安に聞かれることが、農業委員と推進委員と差が出てくる予定であるのかどうか。それはどう考えているのでしょうか。

○奥原政府参考人 これも今後のテーマということになりますけれども、差をつけるかどうかということよりも、それぞれの方の活動がきちんと行えるようにする。特に、現場で活動される方が非常に大事でございます。農地利用の集積、集約を図っていくために、それから耕作放棄地の発生を防止するためには、現場での活動は非常に重要でございまして、そこところがきちんとワークするように、きちんとした手当てを考えていきたいと考えております。

○村岡委員 役割分担がはつきりしない、そして報酬もはつきりしない、農地中間管理機構との役割分担もはつきりしない。方向性としてはいいと思ひながらも、説明がなかなか難しいということ。これは成立しなくてももう少しわかりやすく何か考えていた方がいい、こう思っています。

そして、実際に自分がなろうと思つてゐる人たちは、もちろん報酬で入るわけではないんですけれども、もともと額が少ないですから、だけれども、農業委員、推進委員、一体幾らぐらいになるのか全くわからない、そして数もはつきりと、半分ぐらいというようなことを言つていますけれども、半分であつたらこれは本当にできるのかとか、そういう説明が足らないような感じなんです。ね。

どのぐらいの基準の、人数によって基準、面積とか出てきますから、その辺は大臣、どう考えていますか。

○林国務大臣 幾らにこの人はこうなるとかいうことを法案と同時に告示するというのはなかなか難しいということはおっしゃるとおりでございますが、この法案が成立してから施行されるまでがございしますので、通していただいた暁には、モデルケースみたいなものをつくって、こういう地区で何人いらつしやるのところはこういうことになって、委員と推進委員会がこういう役割を果

たすんだ、大体標準の報酬はこういう感じでござ
いますというような、例えばそういうものをつ
くって、いろいろな集落がございしますので、そう
いう地域別みたいなものを、よく品目別、地域別
に計算したようなものを出していることがありま
すが、そういう工夫をして、なるほど、こういう
ふうになるんだなということをおわかりになって
いただいた上で、多くの方が志を持って参加をし
ていただくようにしていただきたい、こういうふ
うに思っております。

○村岡委員　そこは非常に大切なところだと思つております。

そしてさらには、この農業委員にしても農協の改革にしても、どうしても、これは法律ですから全国一律のようにやりますけれども、農林省の方で、それぞれの地域によって、例えば面積や人数、そういう全国レベルでの基準以外にしっかりと考えていくという方向性なのかどうか、お聞きしたい。

○奥原政府参考人 基準につきましては、基本的には全国レベルでもってつくることになりますけれども、そのときに、地域の中の弾力性がある程度確保されるように、そこは工夫をしていきたいと考えております。

○村岡委員　今の農業会議、農業委員の方々は、地域ごとにはやはり実情やいろいろなことが違いま
すので、そこはしっかりと聞いていただきたい、
こう思っております。全国一律で一様の基準を決
めなきゃいけないのはもちろん理解してはいます
ので、そこはお願いしたい、こういうふうに思っ
ております。

それから、農協法の一部改正の中でよく聞かれることなのですが、准組の問題の中で、本當の農業県のところと都市部の農業のところと、組合員、准組の部分は違ふんじやないか。それは、利用度合いもまた農業の目的のところも全然違ふんじやないか。その認識は、大臣、お持ちでしょうか。

○林務大臣　まさに、党内で准組のことについて議論したときもいろいろな御意見が出るわけ
す。

多分都会の方のイメージで、サラリーマンが金融機関として農協のサービスを利用しているというようなものもあるではないか、また、先ほど小山委員がおっしゃっていたように、葬儀屋さんが民業を圧迫しているんじゃないか、こういう意見も我が党内でも実は出たところがございます。

一方で、自分のところには農協しかガソリンスタンドがないので、これがなくなっちゃうと、ガソリンはどこか遠くの方までつぎに行つて、それでガソリンがもつとかかつちやうんだみたいな、そういうところもあるわけです。

まさに、いろいろな地域によってさまざまなか
 どうしても国会議員は自分の地元の事情が一番詳
 しいですから、そのベースにおいて議論する、こ
 ういうことでございまして、やはり何回か議論を
 していくうちに、これは同じことを見て議論して
 いるのかな、こういうことになったわけでござい

したがって、どういう実態であるのかというのをしっかりと調査して、その上でいろいろなことを考えていく必要がある、こういうことで、政府・与党取りまとめも、実態調査をやってからその上で考える、こういうような取りまとめになっただけでいいと思います。

○村岡委員 都会の状況の農協の中身とそれから地方の中の中身と、そこをしっかりと分けて考えなきゃいけない。ここは非常に大切だと思います。

そして、営農をやっているところの、先ほど、金融機関で何とか赤字を埋めている、それは、営農や農業の生産に関して意欲を持つためには金融機関で赤字を埋めなきゃいけないと思つていところなのか、それとも、農業は適当でいいから金融機関だけでもうけようと思つていいのか、そこは全く違うんです。

だから、そこを一緒くたにして改革だというと、みんな不安になっていく。そのところはぜひ踏まえてほしいと思っておりますけれども、それは農林省もその認識でよろしいですか。

○奥原政府参考人 御指摘のとおり、農協によつてその辺の姿勢、取り組み方、これは千差万別だと思ひます。現在の時点でも、本当に一生懸命農業のことに力を入れながら、さらに信用事業も一生懸命やつていらつしやるところも当然ございます。

全ての農協のレベルが上がって、農業の振興に力を尽くしていただく、そういう体制をつくりたいというふうに考えております。

○村岡委員　そこはぜひ実態を把握していただきたいと思います。やはり農協によっても全然そこは違うということの認識を最初的前提に置いてしっかりと調べていただきたい、こういうふうに思っております。

さらに、よく質問で聞かれることなんですけれども、専属利用契約に関する規定を廃止する、私も、これは競争で、廃止していいと思うんですけ

れども、では、これまでの中で弊害があったというところを、私に弊害なんかなかったんだと言う人も結構いるわけですけども、その点は、弊害があったという認識はこの点から調査をして考えておられますか。

○奥原政府参考人 現在の専属利用契約も、それほど利用されているわけでもないというふうに思っております。利用している件数もそれほど多くないわけですけども、今回、農協法の改正の中で、農協は組合員に事業利用を強制してはならないという項目を一つ入れております。これはきのうもテーマになりましたけれども、独禁法との関係におきまして、やはり不正取引でもって公正取引委員会から摘発されているケースが幾つかございます。

農家に農協への農産物の出荷を強制する、あるいは融資をするときに、その機械については農協から購入することを強制するといったようなケースが散見されるというところがございます。ここは本当に、農協が農家から選ばれる農協になる、選ばれるような仕事の仕方をする、これを徹底していく必要があるというふうに考えております。そのために、利用を強制してはいけないという規定を入れたところでございます。

それとの関係で、この専属利用契約につきましてどうするかというところを考えたわけでございます。専属利用契約の場合には、期間は限定をしておりますが、その間は農協だけを利用する、こういう契約が結べるという規定でございます。

したがって、今回の趣旨を徹底する観点からは、この専属利用契約の規定はむしろいい方がいではないか、こういうふうな判断したということでございます。

○村岡委員 私もその方向性の部分でいいと思うんです。ただ、まだよくわかっていないというのがありますので、そこもまた説明をお願いしたいと思っております。

そしてまた、大臣にお聞きしたいんですけれども、農協が、一般社団法人、株式会社、地域の協

同組合、生協みたいな形とか、いろいろ選択できるようにになっておりますけれども、それぞれの選択に關して、それを選択することによってどういうメリットがあるという中でその選択肢をつくったのかお聞きしたいんです。

○林国務大臣 農協は、一条に定めてありますように、農業者の協同組織ということですが、これも何度でも申し上げておりますように、過疎化、高齢化、先ほど申し上げた例でいうと、ガソリンスタンドが一つしかないんだ、こういうようなところでは、まさに地域のインフラとしての側面を實際に上持っている、こういうのも事実でございます。

農協という組織形態のままでは、まさに員外利用規制というのがかかってくるので、員外の方に地域のインフラとしてのサービスを提供する、これは当然そういう規制がかかった上でのサービスということになります。したがって、選択をしていただいて、あくまで農協の選択ですが、例えばガソリンスタンドなどの事業を分割して株式会社に組織変更をできるようにしたということでございます。

当然、株式会社ということになりますと員外利用規制はない、こういうことでございますので、地域住民であれば、地域住民でなくても、近隣から来てもガソリンスタンドは使える、これはほかの株式会社のガソリンスタンドと全く変わらない、こういうことでございます。

それから、従来の准組合員も、株主として議決権を持つて運営に参加できるようにする、こういうふうになるわけでございますので、むしろ、地域のインフラとしてのサービスということであれば、適切に維持、提供することが可能になってくる、こういうことでございます。

もう一つは、分割をしますと、残った方の農協は、そういうインフラ的なものが株式会社もしくはほかの形態に行けば、その後の農協はこれまで以上に、農産物の有利販売、生産資材の有利調達、こういうところに重点を置いて事業運営を行

う、こういうことが期待をされるということもあると思っております。

○村岡委員 そうすると、実態に合わせていくということですか。

今でも子会社化しているのはたくさんあるわけですが、それをしていないで員外の利用をしていたのも実態ですから、実態に合わせていくということの意味でしょうか。それとも、新たに株式会社や生協やいろいろつくっていった方が成長するんだという意味ではないんですか。

○林国務大臣 今でも子会社でやっておられるケースはたくさんあります。旅行会社なんかはそうだし、こういうふうにも思いますが、まさに今回は、子会社方式に加えて分割方式も新たなオプションとして加わる、子会社方式がなくなるわけではございませんので、さらにいろいろな選択肢が広がる、こういうことではないかと思っております。

○村岡委員 時間が来しましたので終わりますけれども、審議をこれから深めてまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○江藤委員長 次に、斉藤和子君。

○斉藤和子委員 日本共産党の斉藤和子です。よろしくお願ひいたします。

済みません。質問通告がないんですが、先ほど金子委員の質問に対して、大臣が地方公聴会の議事録を読んでいるというふうにおっしゃられたんですが、私、実は、地方公聴会、山梨に参加をしていまして、非常に重要な発言が多かったもので、議事録が欲しいときょうの朝もお願いしたんですが、出ていなかったんです。大臣は持っているじゃないですか。

○林国務大臣 言葉が正確でなかったかもしれないんですが、私が見ましたのはこの概要というものでございまして、これには、意見陳述のポイント、それから質疑のポイントということで、かなり詳しく書かれていますのでございます。

○斉藤和子委員 わかりました。

何か速記録は出たようなので、石川の方も含めて私もしっかり読ませていただいて、審議させていただければというふうな思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。農協法等の一部改正案で、本日は、農協を中心に質問をさせていただきたいと思います。

まず、基本的なことなんですが、林大臣の協同組合原則についての認識をぜひお聞かせいただければと思います。

○林国務大臣 協同組合原則というのはICAが出されておられるものだ、こういうふうな承知をしておりますが、ICAの協同組合原則というのは、非政府組織である国際協同組合同盟によって採択されたものでありまして、いわゆる条約というものではないというところでございます。

したがって、当然のことながら、政府として、これについての解釈権を有するものではない、また、その内容に拘束されるというものではない、こういうことでございますが、農林水産省としては、世界の数多くの協同組合が参加するICAの協同組合原則についても、できる限り尊重したいと考えております。

○斉藤(和)委員 ありがとうございます。

それで、これまで何度も農協法の改正というのは行われてきたと思うんですけども、今回のように、農協法改正に当たって、JA全中が自主改革案という形でまとめたという実績はあるんでしょうか。

○林国務大臣 例えば、平成十四年のペイオフ解禁等を控えて、JAバンクシステムの構築等を行った平成十三年の農協改革法案に關しましては、農協系統として、平成十二年に開催をされました第二十二回のJA全国大会で、JAグループの経営、事業、組織の改革を含む大会議案を策定、決議をされた、こういうふうな承知しております。

また、それより少し前ですが、いわゆる住専の問題があったとき、農中と信連の統合を可能とする制度の導入等を平成八年の農協改革法案で措置

したわけですが、このときもJAグループは、農協系統の再編合理化を進めるための「JA改革の推進について」、こういうものを決定されておりますので、自己改革案というものをまとめたのは今回が初めてではないというふうに考えております。

○斉藤(和)委員 個々の問題について決議を上げたり改革を出したということはあるんですが、このような、全体にわたって農協みずからが出したというものは多分ないと思うんです。

まさに、JA全中は、みずからの協同組合としての農協の存亡の危機だと規制改革会議の農協改革案を認識し、みずから自己改革案をまとめたというふうにとれるわけです。

それは、二〇一四年六月二日、「JAグループの組織に対する攻撃をはねのけ自らの意思に基づく改革の実践に関する決議」というものの中で、「規制改革会議の意見は、すべての項目が組織全体の結束力を弱め分断をはかり、JAグループ全体の解体につながる内容となっており、我々自らの意思による改革を無視したもので断じて受け入れることはできない。改革は、自らの意思に基づいて行うものであり、民間の自治組織である協同組合としての大原則である。」としているわけです。

そこで、規制改革会議に聞きます。

規制改革会議のワーキング・グループで、二〇一四年十一月六日、JA全中がJAグループの自己改革を取りまとめます。それからわずか六日後に、「農業協同組合の見直しに関する意見」を取りまとめられています。その取りまとめの理由、そして、そもそも、規制改革会議として協同組合の原則についてどのように理解しているのか、また規制改革会議の中で協同組合原則について議論されたかどうか、お答えいただきたいと思っています。

○羽深政府参考人 お答えいたします。

規制改革会議では昨年十一月に、農業ワーキング・グループにおきまして、全中から今先生のお話がありました自己改革案についてヒアリングを

行いました。その自己改革案の中では、中央会の経営相談、監査、代表機能及び総合調整機能を行うため、農協法上の措置が必要という御説明がございました。

これらの説明に対しまして、規制改革会議としては、一つは、中央会は純粋な民間組織として、単位農協の任意の求めに応じる形で事業を遂行していくことができるはずでありまして、法律上の裏づけが必要がないのではないかと、もう一点は、経営相談と監査を同一の主体が実施することは監査の独立の観点から問題があるのではないかとこのような議論が行われました。

これらを踏まえまして、全中監査の義務づけを廃止し、農協法から中央会に関する規定を削除することが適切であり、後継組織は、一般社団法人となつて、会員のリクエストに応じた調整を行えばよいという意見が取りまとめられたと承知をいたしております。

また、協同組合原則の関連では、規制改革会議におきまして、農協改革と国際協同組合連盟の協同組合原則との関係について議論がなされたことはございません。

以上です。

○斉藤(和)委員 つまり、規制改革会議の影響は非常に大きいわけですが、その規制改革会議の中では、この協同組合の原則は一切議論されずにさまざまな御意見が出されているということ、非常に私は大問題だということに思っております。

そこで、大臣、協同組合原則はできる限り尊重するというお話が先ほどありましたけれども、JA全中の自己改革案、これをやはり法制化すべきだったのではないかとというふうに私は思うんです。

先ほどもありましたけれども、二〇一四年の十月九日、世界最大のNGOである国際協同組合同盟、ICA理事会がプレスリリースで、日本の農協改革の動きに懸念を表明し、協同組合原則を侵害するものと非難したわけです。これは前代未聞の事態だと思っております。

二〇一二年に世界協同組合年として、この委員会で発言されていますが、国連が農協の発展を促進するように各国政府に働きかけたばかりのそういうときに、なぜ、農協がみずから自己改革案を出しているにもかかわらず、それを葬り去るようなやり方をしたんでしょうか。

○林国務大臣 葬り去ったとは思っておりませんで、まず、ICAが意見を出されたというのは、今御議論いただいたように、規制改革会議の案についていろいろな懸念が出された、こういうことでございます。

当然、規制改革会議というのは政府の中の、総理の諮問機関ということでございますから、これも大いに参考にしながら、政府・与党として最終的な取りまとめをやっていく。

先ほど申し上げましたように、昨年の六月に大きな経済主体の取りまとめをいたしまして、十一月にその流れの中でJAが自己改革案を出されて、随分その自己改革案の中からこの法案に取り込まれたものも入っている、こういうふうになっている、一月を中心として、残った全中に関する部分について、一月を中心として、政府・与党でしっかりと議論をやっていった、こういうことでございます。

そして、農業者や農協系統の組織の皆さんの御意見も聞きながら、最終段階ではこの系統組織の皆さんとも何回も調整を行って、合意の上で本年の二月にこの骨格を取りまとめ、こういうことでございます。

○斉藤(和)委員 いろいろ取り入れたというお話なんですけれども、私は単なる言いわけにすぎないというのが率直な感想です。

先ほども挙げましたけれども、規制改革会議が出した見直しに関する意見は、もう完全に、JA全中が出した自己改革案を私は全否定しているものだ。その後、与党協議なども行われて、准組合員制度の撤廃をちらつかせて、結局、法改正を無理やりのませたんじやないか、そういうふうにとられてもおかしくないような状況があるんです。

先ほどのICAの声明で強調されているのが、特に、協同組合組織を脱協同組合化し、株式会社にしようにしているが、それは非合理的なプロセスであるということを描いているわけです。

今回の法改正で、全農、経済連の株式会社化を選択できる規定を導入し、さらに、組合はその組織を変更し、株式会社になることができる規定を導入しました。なぜ、この株式会社化の規定を導入したんでしょうか。

○林国務大臣 国会での議事録に残る御質問でございますので、先ほどの、私は与党の立場でまとめておりましたので、どういう根拠でそういうことをおっしゃっておられるのかというのは、もしおわかりになればお示しをいただきたい、こういうふうに思っております。

その上で、株式会社への組織変更を可能とする規定ということでございますが、これは、先ほど村岡先生の御質疑にもお答えしたところでございますけれども、まさに實際上、地域のインフラとしての側面を持つていてというの事実もございまして、員外利用規制等によってこれがなかなか難しいところがあるいはあるかもしれない、こういうこととございまして、あくまで選択肢をふやしていくことと、こういう規定を入れていただけたら、先ほど御答弁したとおりでございます。

○斉藤(和)委員 私は、やはり今のJAの皆さん、地方公聴会で出された単協の意見を見ると、そういうふうにとられてもおかしくないのではないかとこのことを指摘したわけでありまして。

農協の株式会社化、これは既に、米韓のFTAを締結した韓国でも実は強行されています。そして、経済事業会社、農協銀行、農協生命保険、農協損害保険、それぞれの株式会社化に分割をされました。

今回の改正では、株式会社になることができるということですが、附則の五年後の見直し規定で、この法改正で株式会社化が進まなかった場合、さらに促進するようなことをやるのでしょ

うか。

○林国務大臣 今回の農協改革は、地域農協が、事業の対象者が複雑化する中で、組合員のニーズに応じて事業を適切に運営するために、事業の内容、対象者に応じて適切な組織形態を選択できるように、必要な場合には、選択によって組織の一部を分割して株式会社組織変更できるようにする、こういうことでございまして、あくまで選択肢として導入をするということでございます。

したがって、株式会社組織変更するか、農協のまま各事業を適切に運営して自己改革の成果を上げていくか、これは各農協でそれぞれ選んでいただくということでございます。

○斎藤(和)委員 各農協で選んでいただくということですが、農協が株式会社になれば、地域の営農を担っていく組合がなくなり地域営農が困難になる。独占禁止法が適用になり、共販事業が展開できなくなつて、協同組合というメリットも得られづらくなる。

当然、農協法の対象外になります。例えば、一県一農協の地域ならば、その県には農協がなくなる。農林水産省としても、指導対象となる農協がなくなるわけです。生産調整とか米の流通管理、そうしたことも担ってきた農協がなくなるということは非常に大きな意味がある。選択だといいますが、そういう選択肢を入れたということだと思ふんです。

株式会社になれば、地方公聴会でも出ていまして、利益の出ないところは削らなきゃいけないだろう。例えば営農指導、これは真つ先にリストアップの対象になるでしょう。また、中山間地などでは、一層の深刻な事態が想定されるわけです。

選択できる、選択できる。だとしたら、もし仮に、五年後に株式会社を選択したところが一つもなかった場合、この見直し規定を入れた五年後の中で株式会社化が進まなかったということを問題にしないと、大臣、はつきり言い切れますでしょうか。

○林国務大臣 選択肢でございますので、どちら

かがよりいいというようなことは私はこの場で申し上げたことはないわけでございます。

それから、県で一つになっているJAが、株式会社になるとJAがなくなるということですが、先ほど申し上げておりましたのは、組織の一部を、例えばガソリンスタンドのような部分を分割してできるようにするということでございます。それと、あれもあくまで選択肢でございます。

今、一県一JAになったところ、例えば香川県だったと思いますが、そういうところが丸ごと株式会社になるというのは我々も念頭に置いていませんし、そういうことをされるとは現実的には思わないのではないかと。

我々が意図しておりますのは、先ほど村岡委員の御質問にお答えしたように、インフラとして事実上機能している部分について、員外利用というのがどうしてもいろいろな制限がかかってくるので、その部分については、そうした方がいいという御選択があればそういう道を開いておく、このことにとどまるということでございます。

○斎藤(和)委員 そうすると、五年後の見直しで株式会社が全然広がらなかったとしても、全くそこは問題にしないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○林国務大臣 まさにおっしゃるとおりで、今の時点でするということを想定して法案を提案しておりますわけではございません。

○斎藤(和)委員 なぜここにこだわるのかといいますが、平成二十六年六月の与党取りまとめの骨格の中で、「農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社組織に転換することを可能とする方向で検討する」というふうに書かれていまして。

実際は、今回の改定では、信用事業、共済事業に関しては株式会社になることから除外をされていまして、金融庁と中長期で検討をするというふうに言われているわけで、ここをきつかけに信用事業や共済事業まで株式会社化を進めるのかとい

うような捉え方もできるわけです。その突破口に株式会社という選択肢を入れたのではないかと、うふうに私は思ふんです。

それをなぜ言いますかという、実は、これは代表質問で我が党の山田さんも指摘しましたが、在日米商工会議所の意見書で、JAグループは、日本の農業を強化し、かつ日本の経済成長に資する形で組織改革を行うべきという意見書が出されています。

その中で、JAグループが実質的に不特定多数に販売できる規制を利用して金融事業を拡大させてきた、金融庁規制下にある保険会社は生命保険と損害保険、これを一緒にやっつけてはいけないという禁止があるけれども、JA共済にはこれが認められている、このような緩い規制環境に置かれたJAグループの金融事業は、既に日本の保険市場における大きなシェアを占めている、JA共済は、保有契約件数で見ると日本の生命保険会社として第三位の規模を持ち、生命保険収入でのシェアは一〇％以上に及ぶ、さらに、JAの自己改革に対して、JAグループの金融事業のさらなる肥大化になる、准組合員の拡大が進むおそれがあるというふうに指摘をされているんです。

この後に、今度は、共済と金融庁規制下の保険会社の間に平等な競争環境の確立をという意見書が出されています。そこには、日本の政府が規制改革実施計画、閣議決定において、JAグループにおける准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討すると約束したことを歓迎するといふうにまで書かれていまして。

このアメリカの意見というの、何か本場に今回の農協改革の中心柱になっているといふうにもとれますし、やはり株式会社化を、選択肢ではあっても入れたといふことの意味の大きさと、いうのはあると思うんですが、改めてお聞きします。

五年後の見直し規定の対象には、この株式会社化の要は推進というものは入らないということ

よろしいでしょうか。

○林国務大臣 日本は自由の国でございますので、先生が自由に言論されると同じように、ACCJも、在日アメリカ商工会議所だったですか、言論の自由がある、こういうことだ、こういうふうに思います。

見直し規定でございますから、これは一般的に法律には大体付されているものでございまして、何か方向性を持つて見直すときには、こういう方向で見直すとかそういうことが普通は書かれるわけでございますが、そういうことも付しておりますので、単純な見直し規定だ、こういうふうに考えております。

○斎藤(和)委員 わかりました。単純な見直し規定だということ、五年後にどうなるのかということをしつかりと見たいというふうに思います。ただ、やはりこの株式会社化ということは非常に重く私たちは受けとめなければいけないというふうに思ふんです。

この話は有名な話ですけれども、例えば、オーストラリアのAWB、農協的な小麦輸出独占組織が、農家が株主になって株式会社化をしました。二〇一〇年十月にその株式会社したところをカナダの肥料会社アグリウムが買収し、一カ月後の十一月に米国資本の穀物メジャーのカーギル社に売り払われてしまったということが起こっているんです。

仮に全農が、選択だといえ株式会社化した場合、このような事態があり得るということ。特に、米国ニューオーリンズ州に世界最大の穀物船積み施設を保有している全農の子会社、全農グレインが多国籍企業に狙われているという話もあるようです。

この全農グレインというのは、遺伝子組み換え作物を分別管理しているところだ。まさに、遺伝子組み換えの小麦の導入を目指しているアメリカにとつては目の上のたんこぶなわけです。その全農グレインの存在が非常に不愉快だからこそ、AWBのように全農を株式会社化してその後買収

するというようなシナリオも十分あり得る。
それぐらい、農業協同組合の原則が本来にない
がしろにされる株式会社化の規定というのは、や
はり農協そのものを解体するものにはかならな
い。

参考人の方も言われましたけれども、廃案が適
当だというふうにおっしゃいましたが、私も本
当にそのとおりだということを最後に強調して、質
問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○江藤委員長 次回は、来る十六日火曜日午前八
時五十分理事会、午前九時委員会を開会すること
とし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時六分散会

平成二十七年七月十三日印刷

平成二十七年七月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

0